

令和3年9月8日(水) 場所 委員会室

○出席委員

委員長	香西 貴弘	委員	藤田 貴裕
副委員長	柏木 洋志	〃	石塚 陽一
委員	青木 健	〃	小川 宏美
〃	関口 博		

○委員外出席者

陳情者	金森 典子	陳情者	山本 隆夫
〃	高津 芳則		

○出席説明員

副市長	竹内 光博	生活環境部長	黒澤 重徳
		(兼) 防災安全担当部長	
政策経営部長	宮崎 宏一	(兼) 健康福祉部参事	
政策経営課長	簗島 紀章	まちの振興課長	三澤 英和
		(兼) 都市整備部特命担当課長	
行政管理部長	藤崎 秀明	環境政策課長	鈴木 孝
建築営繕課長	近藤 哲郎	ごみ減量課長	清水 紀明
(兼) 教育委員会事務局新学校給食 センター開設準備室整備担当課長		都市整備部長	門倉 俊明
法務担当課長	妹尾 祥	都市整備部参事	江村 英利
(兼) 教育委員会事務局主幹		都市計画課長	町田 孝弘
防災安全課長	松平 忠彦	道路交通課長	中島 広幸
		国立駅周辺整備課長	関野 達也
健康福祉部長	大川 潤一	都市農業振興担当課長	堀江 祥生
地域包括ケア推進担当課長	加藤 尚子	(兼) 農業委員会事務局長	
(兼) 新型コロナウイルス感染症 自宅療養支援室主幹		教育次長	橋本 祐幸
健康増進課長	吉田 公一	教育施設担当課長	古川 拓朗
(兼) 新型コロナウイルス感染症 自宅療養支援室主幹		(兼) 政策経営部資産活用担当課長	
健康づくり担当課長	橋本 和美	(兼) 新学校給食センター 開設準備室調整担当課長	
(兼) 新型コロナウイルス ワクチン接種対策調整担当課長		市立学校給食センター所長	土方 勇
		(兼) 新学校給食センター 開設準備室事業担当課長	
子育て支援課長	前田 佳美		
(兼) 健康福祉部新型コロナウイルス 感染症自宅療養支援室主幹			

◇

○議会事務局職員

議会事務局長 内藤 哲也
議会事務局次長 古沢 一憲

◇

○会議に付した事件等

1. 議 題

- (1) 陳情第10号 「地域的な包括的経済連携（RCEP）から撤退することを求める意見書」提出を求めることに関する陳情
- (2) 陳情第12号 国立市まちづくり条例が、分譲団地建替えのケースに対応できていないことにつき、改正を求める陳情
- (3) 陳情第13号 富士見台団地建替え事業に関する国立市都市整備部とまちづくり審議会についての陳情
- (4) 陳情第14号 建築物の高さの基準とまちづくり条例に関する陳情
- (5) 第50号議案 市道路線の廃止について
- (6) 第51号議案 市道路線の認定について
- (7) 第56号議案 国立市地域集会所設置条例の一部を改正する条例案
- (8) 第59号議案 国立市児童遊園条例の一部を改正する条例案
- (9) 第60号議案 国立市自転車安全利用促進条例の一部を改正する条例案
- (10) 第61号議案 令和3年度国立市一般会計補正予算（第4号）案
(歳入のうち所管する部分、商工費、土木費)

2. 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

審 査 結 果 一 覧 表

番 号	件 名	審 査 結 果
陳情第10号	「地域的な包括的経済連携（RCEP）から撤退することを求める意見書」提出を求めることに関する陳情	3 . 9 . 8 採 択
陳情第12号	国立市まちづくり条例が、分譲団地建替えのケースに対応できていないことにつき、改正を求める陳情	3 . 9 . 8 採 択
陳情第13号	富士見台団地建替え事業に関する国立市都市整備部とまちづくり審議会についての陳情	3 . 9 . 8 一 部 採 択 (陳情事項1について採択)
陳情第14号	建築物の高さの基準とまちづくり条例に関する陳情	3 . 9 . 8 不 採 択
第50号議案	市道路線の廃止について	3 . 9 . 8 原 案 可 決

番 号	件 名	審 査 結 果
第 5 1 号議案	市道路線の認定について	3 . 9 . 8 原 案 可 決
第 5 6 号議案	国立市地域集会所設置条例の一部を改正する条例案	3 . 9 . 8 原 案 可 決
第 5 9 号議案	国立市児童遊園条例の一部を改正する条例案	3 . 9 . 8 原 案 可 決
第 6 0 号議案	国立市自転車安全利用促進条例の一部を改正する条例案	3 . 9 . 8 原 案 可 決
第 6 1 号議案	令和 3 年度国立市一般会計補正予算（第 4 号）案 （歳入のうち所管する部分、商工費、土木費）	3 . 9 . 8 原 案 可 決

午前10時開議

○【香西貴弘委員長】 市議会第3回定例会、建設環境委員会に御出席の皆様、おはようございます。

私自身、委員長に就いて、今回、2回目の定例会でございます。不慣れな点、まだございます。最後まで丁寧に行ってまいりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

また、昨日の総務文教委員会、遅くまでの開催、大変にお疲れさまでございました。行政各部局の皆様、大変お疲れさまでございました。本日も引き続きの御対応となると思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

また、8月のデルタ株の猛威による市中感染者数もピーク時よりは徐々に低下してきているとはいえ、いまだ予断を許さない事態が続いております。デルタ株の感染力の強さ、特にエアロゾル感染と言われているものに代表されますように、これまで以上に空気の入替え、手洗い、手指消毒の励行、物理的距離の確保、人が多い場所は長時間いないなどの御留意を頂きながら、コロナ対策下における有意義なる審査の委員会となるように参加者皆様の御理解、御協力、何とぞよろしくお願いを致します。

また、永見市長、雨宮教育長から、委員の皆様には新型コロナウイルス感染症対応として御配慮いただき、ありがとうございます。本日の委員会は自席にて対応させていただきますので、よろしくお願いをいたしますとのお話を頂戴しておりますことを御連絡させていただきます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから建設環境委員会を開きます。

議題に入ります前に、去る7月1日付、8月17日付及び9月1日付の人事異動に伴い、出席説明員の異動がありましたので、御紹介をお願いいたします。

まず、市長部局について、お願いいたします。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 おはようございます。貴重なお時間を頂きまして、ありがとうございます。

それでは、令和3年第2回定例会以降の人事発令により、出席説明員に変更がございましたので、紹介をさせていただきます。

最初に行政管理部でございます。法務担当課長、妹尾祥でございます。

次に、健康福祉部でございます。地域包括ケア推進担当課長との兼任となりますが、新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室主幹、加藤尚子でございます。次に、健康増進課長との兼任となりますが、新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室主幹、吉田公一でございます。次に、子育て支援課長との兼任となりますが、新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室主幹、前田佳美でございます。以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○【香西貴弘委員長】 続いて、教育委員会について御紹介をお願いいたします。教育次長。

○【橋本教育次長】 続きまして、令和3年第2回定例会以降の人事発令により、教育委員会の出席説明員に変更がございましたので、紹介をさせていただきます。

まず初めに、行政管理部法務担当課長との兼任となりますが、教育委員会事務局主幹、妹尾祥でございます。次に、行政管理部建築営繕課長との兼任となりますが、新学校給食センター開設準備室整備担当課長、近藤哲郎でございます。次に、教育施設担当課長との兼任となりますが、新学校給食センター開設準備室調整担当課長、古川拓朗でございます。次に、学校給食センター所長との兼任となりますが、新学校給食センター開設準備室事業担当課長、土方勇でございます。以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○【香西貴弘委員長】 ありがとうございます。以上で説明員の紹介を終わります。

次の議題に関係しない説明員の方は、ここで御退席していただいて結構です。
それでは、議題に入ります。



議題(1) 陳情第10号 「地域的な包括的経済連携(RCEP)から撤退することを求める意見書」提出を求めることに関する陳情

○【香西貴弘委員長】 陳情第10号「地域的な包括的経済連携(RCEP)から撤退することを求める意見書」提出を求めることに関する陳情を議題と致します。

陳情者から趣旨説明をしたいとの申出がありますが、これを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いいたします。趣旨説明は簡潔をお願いを致します。

○【金森典子陳情者】 西東京市西原町に住んでおります金森典子と申します。「地域的な包括的経済連携(RCEP)から撤退することを求める意見書」提出を求めることに関する陳情を提出させていただきました。本日は、説明の機会を与えていただき、ありがとうございます。

RCEP協定のような巨大な自由貿易協定を締結するかどうかというのは、もちろん国の政策ではありますが、その影響は国民一人一人に及ぶものです。国立市におかれましても、地域の中小企業、中小零細の農家にも多大な影響があるかと思えます。それにもかかわらず、国民にほとんど情報を出されないまま調印され、国会で承認されました。国立市議会議員の皆様一人一人に問題意識を共有していただきたいという思いから、このような陳情を出させていただきました。

RCEP協定は、昨年11月にインドを除いた15か国で調印されました。その後、国内では、RCEP承認案が第204回通常国会で可決・成立しました。

事前にお配りいただきました資料は、衆議院外務委員会の参考人質疑におきまして、参考人の東大の鈴木宣弘教授が自身の研究室で行ったRCEPの経済影響に関する暫定試算の結果であり、4月15日のJAコラムから一部を拝借したものとなります。上の表ですが、この試算によれば、関税撤廃の直接効果により、日本のGDPは2.95%押し上げられるということになりました。次に、下の表ですが、部門別生産額の変化を見ると、自動車産業の生産額の伸びは2兆9,275億円に上ると試算されましたが、その一方、農業分野の生産額は5,629億円の減少と試算され、中でも、野菜、果樹の損失は856億円と農業部門内で最も大きく、TPPイレブンの約250億円の損失の3.5倍もの損失になると試算されました。農林水産省では、こちらの試算は正式な資料としては採用しないとのことですが、暫定試算とはいえ、日本の貿易自由化が農業を犠牲にして自動車産業が利益を得る構造であることを見える化した形となっています。

一方、農林水産省では、米など、重要5品目が関税削減、撤廃から除外されたこと、また、生産性向上策により、農業生産量は変化しないと仮定しているため、影響試算は一切行っておりません。重要5品目は除外したといっても、青果物貿易中心で、しかも、生産コストの非常に安い中国や東南アジア諸国とほぼ関税撤廃の状態で行えば、日本の農家に多大な影響が出ることは自明のことではないでしょうか。農業生産量が変化しないから試算もしないという農水省の対応は乱暴ではないでしょうか。

もしこのまま、国が国内の農業を守らずに日本の農家の廃業がさらに進めば、現在でもカロリーベースで37%と言われる食料自給率がさらに下がり、一層、輸入食料に頼らざるを得ない事態に陥ることになります。これは大変危険なことだと思います。もしも、何らかの国際情勢により食料の輸入が

ストップしてしまえば、日本国民は、文字どおり飢餓に見舞われることとなります。現代において、食料は兵器です。対象国の輸入食料への依存を高めることは、世界の多国籍アグリビジネス企業のビジネス戦略でもあります。日本は、ずっとこの戦略にはまったままで、ますます食料自給率を下げてよいのでしょうか。

また、自由貿易協定の本丸は、関税撤廃よりも非関税障壁の撤廃ですから、日本独自の国民皆保険制度や、いずれは、日本語や、日本独自の慣習や文化までもが貿易の障壁となるということで排除されてしまう危険性もはらんでいます。国立市議会議員の皆様におかれましては、市民の健康で文化的な生活を守り、地域の企業や小規模零細、家族農家を守るという責務を負われておられます。どうか多国籍巨大企業と一部の投資家などの利益のために中小企業、小規模農家、それらを支える一般庶民に犠牲を強いるようなメガFTAの問題にも目を向けていただき、慎重に御審査いただきますようお願いいたしまして、説明を終えたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○【香西貴弘委員長】 ただいま説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 陳情、御提出ありがとうございました。2点だけ、ちょっと陳情者にお尋ねしたいんです。RCEPはTPP、つまり環太平洋パートナーシップの影響力と注目度が減少したために、これに代わる施策として提起されてきたものであり、国と国の経済取引にかなった経済連携であると普通の方は考えるんですけども、その辺りはどういうふうにお取りでしょうか。

○【金森典子陳情者】 参加する国と地域が違いますので、RCEPの場合は、東アジアと東南アジア諸国をカバーするものとして計画されたかと思います。

当初、インドをメインに考えていたんですけども、インドは離脱を表明しまして、インドを除いた15か国が参加ということで、これは、将来的にはTPPと合体して、FTAAPと呼ばれるメガFTA協定に発展させるような計画だと聞いております。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございます。

ただ、今御説明していただいたのは分かるんですけども、通常、我々が、テレビだとか新聞の報道から受ける範囲内においては、それほど深刻には考えていなかったと思うんです。私も、今回、この陳情を拝見させていただいて、なるほど、そういう面もあって大変だなという気がしたわけです。

そこで、もう一点だけ。ISD条項とございますね。多国間における企業投資家と政府との賠償を求める紛争の方法を定めた条項ですけども、陳情書によると、やはりこれが導入されていない、なおかつ、中国が単独で輸出管理法をつくってしまったと。それによる弊害が出てくるのではなかろうかということが想定されての陳情だと思うんですけども、それに対応する、例えば日本政府としての考え方とか、何かそういったものはお聞きになっている要素はあるのでしょうか。

○【金森典子陳情者】 取りあえず、今、RCEPにはISD条項は入らなかったんですけども、こういった自由貿易協定には段階交渉が可能になっているので、将来的に入る可能性はあります。

また、日本がRCEPにISD条項を入れようと働きかけていたという経緯がありますが、東南アジア諸国、ASEAN諸国などの反対によって実現しなかったという経緯があります。訴訟を起こされた場合は、アメリカの紛争解決センターで裁判が行われることになるんですけども、圧倒的にアメリカが勝利する確率が高いような状態になっておりますので、その辺をどう対応するかということを政府は説明はしていないと思います。以上です。

○【香西貴弘委員長】 関連しての質問になりますかね。

○【石塚陽一委員】 そうです。

ありがとうございます。今お答えいただいた中で関連なんですけど、ちょっと私が思ったのが、投資受入国の協定違反によって投資家が受けた損害を、例えば金銭等、賠償手続を定めた条項というものを、日本は常々、いろいろな分野でも主張していると思うんです。そういうふうなことで考えれば、日本の主権を損なわれないで済むことも想定できるんじゃないかなと思うんですけど、それはいかがでしょうか。これが最後です。

○【金森典子陳情者】 ちょっと質問に対して質問したいんですけども、主権を損ねないということは、日本がI S D訴訟に勝つということを想定されてのことでしょうか。（「議題外」と呼ぶ者あり）

○【香西貴弘委員長】 すみません、ちょっと今、議題外になるという話でございますので、よろしいですかね。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございます。

○【柏木洋志委員】 まずは、陳情を出していただいて、ありがとうございます。

私からは、まず1点伺いたいのは、陳情の趣旨文のところでも、協議内容が非公開であるというふうなことが文末に書かれています。これは私たちも、それ以前の自給率の話もそうなんですけど、問題であるというふうに考えているんです。そこについて、一応、確認というか、陳情者の思いということだと思うんですけども、内容が公開されていようが、非公開だろうが、そもそも全体的に複数の問題点があるというふうに考えているということによろしいですよ。そこら辺の思いも何かあれば、伺いたいと思いますけども。

○【金森典子陳情者】 細かいところまでよく考えていけば、反対する人というのは、すごく多くなると思うんですけども、その辺が、政府からも詳しい説明はありません。協定が調印された後に外務省のホームページにPDFファイルがたくさん貼られて、ある程度、内容というのも出たんですけども、それを読んで理解できる一般的な国民というのも、そんなにいないだろうというような内容でして、実際、RCEPについては、締結したということも知らない人が非常に多いような状態で、ただ、これについての影響というのは、影響を受けない人はいないようなものであって、また、海外との協定というのは、日本の法律よりも上位に位置するというような解釈が一般的になっておりますので、それだけ日本人にとって大切な協定であるのに、一般の人あまり知られていないというのは非常に問題だと思っていて、このような陳情を出させていただいた次第であります。

○【関口博委員】 陳情、ありがとうございます。この趣旨文の中の上から8行目、「遺伝子組換え作物、ゲノム編集作物、農薬などについても、我が国の法律で制限することが一層困難になりますので」と書いてあるんですけども、ここは何か根拠があってこういうふうに書かれたのかどうか、お聞きしたいんですけど。

○【金森典子陳情者】 輸入食料に頼るようになるというふうに主張しているんですけども、輸入というか、世界で大きなシェアを持っているのは遺伝子組換え作物で、例えばモンサントですとか、現バイエルですけども、そういった巨大な僅かな企業が寡占状態になっている状況があります。

それで、例えば協定を結んだ国で、今、日本に遺伝子組換えでないという表示があるんですけども、これを表示してはいけないみたいな要求がなされているんです。実際、日本でも来年から遺伝子組換えの混入率が1%未満のものしか表示できないことにする方針になっておりまして、そうすると事実上、表示がもう不可能になってしまうというようなことが、もう現実起きてきております。

輸入をするということは、遺伝子組換えが大量に入ってくるということですので、しかも、それも

表示もされなくなつて、遺伝子組換えを食べたくないと思っている人も選ぶことができなくなつてくるような状況がもう現実起きてきておりますので、こういうことを制限するために、対抗措置が取られない限り、私たちは遺伝子組換えの物を食べざるを得ない状態に追い込まれていると思います。このような思いから、こういう文を書かせていただきました。

○【関口博委員】 分かりました。輸入食料に頼る方向にあるというところで、こういう懸念があるということで、ここは理解しました。

もう1つ、その下のほうに、「さらに、域内での人の移動が自由になり、日本への人の流入が容易になるため移民を制御できなくなり、国内労働者と労働力の低賃金化競争を招き、日本人の失業、低賃金化を一層加速させます」ということは、移民ということ自体を、何とかな、あまり賛成してないということで、ここを書かれているのかなという表現になっているんですけども、ここをもう少し説明していただけますか。

○【金森典子陳情者】 例えば大きな企業が日本に支社を置きたいというときに、そこで働く従業員を、賃金の安い外国人労働者と一緒に連れてくるようなことも可能になるんです。協定文自体には、自然人の移動というふうにしかな書かれていないんですけども、国内法が、外国人が働くために居住しやすいような法律が幾つか整備されておまして、今もう外国人の方が増えているんですけども、こういった協定が結ばれることによって、またさらに増えるということは、恐らく自明のことかと思えます。

また、企業が労働者を外国から連れていきたいと言え、それを拒否することができませんので、そうしたときに、どうしても大きな企業は、賃金の安い人を使いたいということで、賃金の下げ圧力というのはさらにかかってくるのではないかという懸念がありまして、このような文を入れさせていただきます。

○【香西貴弘委員長】 よろしいでしょうか。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、陳情者に対する質疑を打ち切ります。

それでは、当局に対して質疑を承ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 1点、ちょっとお尋ねいたします。本陳情にはRCEP協定における日本の不利益が全面的に記載されていますが、実際の日本経済に位置づけられる不合理も確認できるような感じがいたしました。

ここで質疑ですけど、特に、日本の食料品自給率の低下が予測され、その危機的状況が記されていますが、現状の国内の農業振興施策面から勘案し、現実的な課題であると思われまます。この協定による国立市内での影響はどの程度と考えていらっしゃるのでしょうか。

○【堀江都市農業振興担当課長】 お答えさせていただきます。日本全国での影響というのは、ちょっと私のほうでお答えするというのは非常に困難ですので、国立市の農業に限ってということであればお答えができますので、国立市の農業に対する影響はどうかということでお答えをさせていただきます。

市としましては、国立市の農業に対する影響というのは、ほとんどないのではないかと考えております。その理由としましては、平成29年3月に国立市第3次農業振興計画を策定しておりますが、その計画を策定する際に、地元の農業者の方、それから市民の方々にアンケート調査を実施しております。その際に、農家の方たちには、市内ですべての農産物の販売方法について伺っております。その中

で販売方法で一番多かったのは、約70%の方が直売で販売をされていると。残りの約15%は市場への出荷、それから残りの約15%が自家消費と、そのように答えられておりますので、ほとんどの方が直売をされていらっしゃるという状況がございます。

それから、市民の方が農産物を購入される際に一番注意されていること、何を重要に思っているのでしょうかという質問に対しましては、国立産を含め、国産の野菜であるかどうか、農産物であるかどうかということが一番重視されていると、そう答えた方が約6割ちょっといらっしゃいます。それで一番値段を重視しますという方は約18%。このような状況を考えますと、国立市民の方も、値段というよりは、やはり国産、顔が見える農産物を購入されたいという方が多いですので、こういったことをトータルで見ますと、国立市に対するこの協定の影響というのは、ほとんどないのではないかと考えております。以上です。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 陳情第10号「地域的な包括的経済連携（RCEP）から撤退することを求める意見書」提出を求めることに関する陳情については、不採択の立場で意見表明を致します。

この課題については、国レベルで経済的に外交取引面における条件を付与する施策であり、地域経済圏における産業取引の在り方を問う課題だと思います。現在の日本の外交施策としての選択には、それなりの成果を見込んでいるものであり、正当性は認められると考えられます。その過程において、日本の経済利益と外貨獲得という国策面における利益のみならず、日本の政策面における弱点も認められるが、それ以外での利点も、日本に貢献する要素も含まれているからであると推測されます。

ただ、今までの経済面における日本の立場や、日本が求めて追求してきた過程での将来の不安は少なからず残るとの思いから、今回の課題である撤退との意思表示にも一理あることは事実であるとの認識を持てるところであります。

特に、日本の弱いと言われる農業面での不利益や関税面におけるマイナス面も考慮する必要があるとの指摘も事実であります。今まで世界経済に貢献し、リーダー的立場にあった日本の経済が、時の流れと変化により、転換する時期に来ていることも事実であります。

そのような環境を踏まえて、今回の御提案に対しては理解できる面も多々ありますが、大局的見解より、陳情第10号については不採択と致します。

○【柏木洋志委員】 本陳情第10号については、採択の立場で討論を致します。

本陳情については、RCEPに関する陳情であります。その協定の成立過程、また、その成立による影響も大きく、国内農家に対するものが懸念されることがございます。

また、陳情でも述べられているように、食料自給率の低下が懸念されるなど、多くの懸念点がございます。また、同時に、その成立過程の多くが非公開であり、また不透明であるということも大きな問題であり、今後の展開についても懸念すべき事項が多いというふうに感じております。

そういった成立過程や成立による影響、また今後なども考えてみますと、このRCEPから離脱、また、撤退を行うことが妥当であるというふうに考えますので、本陳情においては採択の立場で討論を致します。

○【小川宏美委員】 陳情第10号に関しては採択の立場で討論いたします。

まず、TPPイレブンのときに、私もかなりこの問題を追いかけていたんですけども、RCEPが

国会で承認された春の時点、この問題はマスコミでもほとんど報道されない中、私もかなりこの重要な問題を見逃しておりまして、今回こうやって陳情を出して下さって本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。学ぶことが大変多かったです。

当局の答弁には、ちょっと驚いているんですね。元号でいいますと、平成29年のアンケート結果をもって、今年国会で承認されたこのRCEPの包括的経済連携が市内にどういう影響を及ぼすか、全くないと考えますという、その読みはどうなんでしょうか。今回、国会でも証人喚問された東大の鈴木教授研究室のデータと比べましても、過去のアンケート調査から、直買でほとんどやっているからという中小零細農家の皆さんの動向は分かりましたけど、どのような影響が今後あるかということは、ないと言い切ってはやっぱり聞いていても大変不安に思いました。どうなるか分からないというところでとどめるべきではないかと私は感じました。

そして、この問題は大変大きな問題です。保護主義と、そして自由貿易と規制改革が、私は一概に対立するものではないと考えています。しかし、日本の農業の在り方を見ますと、小規模の水田農業を中心とするアジア的な多様な農業、種の多様性が例えば守られるのか。そのようなルールが、アジア地域でつくり出されて世界に発信されていくなら、私はRCEPの問題も多少受け入れられるかなと思って期待もしていたんですけども、どうやらその方向にない、向いていないように私も感じています。

農業団体からの大きな抵抗もあります。と申しますのは、鈴木教授の暫定的、あくまでも試算ですけども、やっぱり自動車が3兆円近く生産額としてもうかる形、そのような中で農業、うち青果物が特に打撃を被るというデータが出ています。このような観点から、私はやはりこれ以上、企業利益と市民なり労働者、農業、農家の、本当に暮らしと権利がバランスを欠いた方向に向かうのは、私は受け入れることができません。ですから、本陳情は全面的に採択いたします。

○【青木健委員】 本日は陳情ありがとうございました。陳情者の御懸念される点については、理解をさせていただいたつもりでありますけど、残念ながら、本陳情については不採択の立場で討論させていただきたいと思えます。

令和2年11月に、日本や中国、韓国、ASEAN各国など15か国が、地域的な包括的経済連携、いわゆるRCEPに合意をしたわけでありまして。協定が発効すれば、世界のGDP、貿易総額、人口の約3割、我が国の貿易総額のうち約5割を占める地域の経済連携協定となるわけでありまして。また、貿易投資の自由化、知的財産権や投資の保護に関わるルールを共通化することから、国内の産業界からも高く評価をされる内容となっているわけでありまして。

協定の発効に向け、我が国の承認手続のため、先ほど陳情者もおっしゃられましたように、議案が衆議院で既に可決をされております。また本案には、承認に係る国会審議の際も報道がほとんどなく、全ての国民の生活に直結する問題であるにもかかわらず、国民に周知されることなく採決、承認が行われたことも問題ですとされておりますけど、国会審議は全てインターネットで中継をされており、また、議事録も公開をされております。報道の多寡をもって国会の採決の正当性を評価する本陳情の考え方には、国権の最高機関である国会の意思決定が報道機関によって制約されることになり、私どもとしては到底受け入れることはできないものであります。このような観点から、本陳情は不採択とさせていただきます。

○【関口博委員】 この陳情には採択の立場で討論いたします。先ほど国立市のことについて分析をされていて、まあ、おおむねそうだろうなというふうに私は納得する部分がありました。

ただ今回、先ほど私が質疑しました中で、ここに書かれていることの大きな問題点というのは、国際企業だとか大企業だとか、そういうところが自分たちの利益、あるいは国際的に利益を得る企業というものが制度をつくって行っていくというところに問題があるんだろうなというふうに思いました。

輸入食料品に頼るといような方向性だとか、移民を制御できなくなる。これは表見的には私は賛成しかねるところがあるんですけども、ただ、先ほどの質疑の中でお話しいただいたのが、大企業が連れてくる場合があると。そういう場合は、もう勝手にいろんな外国人をたくさん連れてきて雇用していくというように大企業がやり得る政策でもってこういう労働力というものが、バランスを崩していくということは、確かにあるだろうなと思いました。つまり、ここで言われている移民政策、移民を制御できなくなりとかという表現は、先ほど言いましたようによくないと思うんですけども、ただ、国の移民政策というのは大変貧相で、国際的に批判があるところであり、改めなきゃならないところではあると思っています。

今回の陳情については、言われていることは大企業、あるいは国際的な企業によって国の中にある農業従事者、関連者というものが逼迫する、あるいは生産ができなくなっていくということの懸念と同時に、見えないところで加工食料品、加工のための材料というものに、そういう遺伝子組換え作物、ゲノム編集作物、農薬というように問題が関わってくるような材料が入ってきて、そしてある意味、大量生産・大量消費とされるようなところ、例えばファミレスなんか意識を持たないで低コストでやろうとすると、こういうものを大量に使ってしまう。私たちは、そういう意識なく消費してしまうということが起こり得るだろうなということが想像できるということで、この陳情第10号については採択ということで討論させていただきます。

○【藤田貴裕委員】 それでは、採択の立場で討論いたします。TPPとRCEPは全然違いまして、私は期待している面が実はありました。日本は貿易立国であり、サービス収支も結構ばかにならないものがありまして、外貨を稼ぐというのは非常に私は大事なことだと思います。今、国債を大量に発行しておりますけども、仮に日本円じゃなくてドルで払えと言われたら、MMTなんか成り立たなくなるわけですから、そういう面では、ある程度の貿易を活発化する協定というのは必要なかなと思います。

また、途上国は農作物を中心に一次産品を売っており、それで外貨を稼いでいますので、日本がアクセスを全部止めるということは途上国の方のためにならないと思います。バランスの取れた協定を結んでいくべきだろうと私は思っております。

そういう中、事前に頂いた資料と相反する資料もあるんですよ。中国のほうがかえってGDPが上がるだろうという数字もあったりして、なかなか詳しい説明が私たち一人一人の国民になされていないという問題があると思います。

今回のRCEPの農業のほうは、生産団体が立て直しを図りたいと、そういうようなものについては非関税化をしないということでもあります。また、日本国内だけで需要を賄うぐらいの生産物がない、そういう農産物については、協定発効後、11年後か16年後、いずれかに非関税化をするということでもあります。ASEANからは、即時に非関税化だと思いますけども、対中国については時間的な差があると。韓国については、引き続き、関税を維持すると、こういうような項目も大変多くあったと思います。

日本は貿易立国であり、サービス収支で外貨を稼ぐ反面、農業国家という一面もあります。しかし、残念ながら、現在日本の農業は、技能実習生なく成り立たないのが現状であります。これは介護です

とか建築ですとか、そういう分野も実習生頼みの一面が出ているのかなと、私はそのように認識をしております。ですので、多面的に考えていかなきゃいけない問題であります。

最後に、農業について言いますと、現在世界では有機農業が見直されておりました、こちらのほうに転換をしていこうという話になっております。特にEUがそうだと思います。大量農薬、大量化学肥料ですと、CO₂をまき散らして、地球温暖化にさらに拍車をかけるですとか、多面機能をなくしてしまうですとか、いろいろ指摘をされている中、残念ながら日本政府は有機農業も考えているようでありまして、その一方で、やはり遺伝子組換えの表示をなくさせようとする、そういったほうも私は見受けられるのかなと思いますので、食の安全の面から、この陳情については採択をしたいと思っております。

○【香西貴弘委員長】 意見、取扱いを打ち切ります。次に、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに、賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって本陳情は採択と決しました。

ここで休憩に入ります。

午前10時43分休憩



午前11時再開

○【香西貴弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

まず、この際、小川委員から発言を求められておりますので、これを許します。小川委員。

○【小川宏美委員】 陳情第10号に関して、私は東京大学の鈴木教授の国会への呼ばれ方を、証人喚問などと間違った言い方をしてしまいました。参考人招致でした。申し訳ありません。そこを訂正をお願いいたします。

○【香西貴弘委員長】 ただいまの発言の訂正につきまして、委員長においてこれを許可いたします。



議題(2) 陳情第12号 国立市まちづくり条例が、分譲団地建替えのケースに対応できていないことにつき、改正を求める陳情

○【香西貴弘委員長】 陳情第12号国立市まちづくり条例が、分譲団地建替えのケースに対応できていないことにつき、改正を求める陳情を議題と致します。

陳情者から趣旨説明と、お手元にございますとおり、資料を配付したいとの申出がありますが、これらを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いします。趣旨説明は簡潔にお願いを致します。

○【高津芳則陳情者】 国立市民で、分譲富士見台第一団地に住んでおります高津芳則と申します。私は、お手元の陳情、国立市まちづくり条例が、分譲団地建替えのケースに対応できていないことにつき、改正を求める陳情を提出させていただきました。本日はその説明の機会をお認めいただきまして、誠にありがとうございました。

これから話をするポイントを説明するんですけども、この第一団地は今、建て替えの問題で揺れておりました、建て替えの中で組合員の意見が分かれております。建て替えすべきだという人と、ちょっと待ってほしいという人たちがいまして、ちょっと待ってほしいという人たちが、「団地の建て

替えを考える会」という会を組織しております。私もそのメンバーの1人です。本日、資料でお配りした「そよ風」というのがありますけれども、それは考える会のメンバーが発行している宣伝広報誌になります。

ここに私が立っておりますのは、あくまでも個人の資格なんですけれども、一応考える会の人たちに了解をもらいまして、考える会の見解を、個人の資格でここで報告するということを了解してもらってきておりますので、私が述べることは基本的には私の個人の責任でありますけれども、中に会の考え方が含まれるということを御了解いただければと思います。

お手元の資料の「そよ風」ですけれども、私の会が設立されたのは2018年5月の団地の組合の総会的时候了。 「そよ風」自体は2018年7月に1号が発行されて、現在、66号まで発行されております。そのうちの3つを、今日、資料として添付させていただきました。これは会のほうで了解をもらっております。

それで、陳情のポイントでございますけれども、団地の管理組合はまだ建て替え決議を可決していません。建て替えるとまだ決まっていななんです。それを前提にお聞きいただきたいと思います。

国立市まちづくり条例が、平成28年10月1日に施行されました。陳情に書きましたが、条例施行後の第1回のまちづくり審議会、これは平成28年11月21日に開催された第1回の審議会ですけれども、当時、永見副市長の発言でも明らかなように、この条例は景観を軸とした紛争の回避のためにつくられました。

ところが、現実には紛争が生じているんです。問題は、マンション建て替えの事業者の捉え方です。建て替え決議の前の管理組合を、区分所有法と円滑化法という国の法律は建て替え事業者として認めていません。ところが、国立市まちづくり条例は事業者と認めています。この法令解釈、運営のずれが、市と市民、事業者内部におけるトラブル、紛争につながっています。条例は、紛争回避のために、近隣住民としての国立市民、事業者、国立市の声をすり合わせていく手続を定めています。建て替えてまだ決めていない管理組合が条例によって建て替え事業者と認定され、大規模開発の手続に入りますと、団地内の建て替えに批判的な組合員である国立市民が、事業者内部の存在として位置づけられてしまいます。建て替えに批判的な組合員である国立市民は、そうしますと条例上は存在しない国立市民になってしまいます。意見を表明する権利や場がないということなんです。

建て替えに批判的な組合員である国立市民も、景観に関わる権利を有しています。第1回のまちづくり審議会で推薦され、会長に就任しました福井恒明法政大学教授は、冒頭の挨拶の中でこう言っているんです。「国立というのは、景観権ということの発祥の地でもございます」。ですから、まちづくり審議会の福井会長が語りますように、国立市は景観問題で全国的に有名になりました。この景観権ですけれども、景観裁判の最高裁第一小法廷判決、平成18年3月30日ですけれども、これは御存じのように、景観権自体は権利として認めませんでした。景観権は主観的要素が大きく、そのため具体的権利としては、将来はともかく、現段階ではまだ認められないというのが最高裁の判断でした。

ところが、最高裁は、法律上保護に値する景観利益という考えを認めました。景観利益の保護は、周辺の住民相互間や財産権者との間で意見の対立が生ずることも予想されるので、第一義的には民主的手続により定められた行政法規や、当該地域の条例等によってなされることが予定されていると述べています。つまり国立市まちづくり条例は、良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者の景観利益を保護するため、そして紛争回避のために、民主的手続によって定められた条例であることが期待されています。

さくら通り周辺は、市民の豊かな生活空間と市の政治や文化の中心を形成しています。そして、大学通りとさくら通りは、それぞれの景観価値の違いを前提に、桜やイチョウなどの街路樹でつながっており、市民にとってそれは連続的な不可分一体の景観を構成していると私は考えています。さくら通り周辺に住む市民は、大学通りと不可分一体のさくら通りの良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者であると言えます。

最高裁判決の論理によれば、これらの者が有する良好な景観の恵沢を享受する利益は、景観利益として法律上、保護に値します。確かに団地の中の組合員の数では、考える会、建て替えに批判的な組合員は少数ですけれども、建て替え非賛成の区分所有者も国立市民です。その国立市民が行政協議手続において一切考慮されず、意見表明の機会も与えてもらえないという国立市まちづくり条例は、一般的道徳観念及び正義の観念に反していると考えます。最高裁の文言をここで使えば、公序良俗に反するものです。

そうしますと、団地内の建て替え非賛成区分所有者である国立市民の景観利益を現行条例は侵害していることとなります。現行条例は、団地建替えのケースにおける市民の景観利益保護に対応できていません。そこで、ぜひ条例を改正していただきたく、市議会議員の皆様に切に要望いたします。よろしくお願い申し上げます。以上です。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。青木委員。

○【青木健委員】 どうも本日は陳情ありがとうございました。それでは、2点ほどお伺いさせていただきます。

陳情事項1にあります、「団地（マンション）建替えのケースに対応できる条例に改正して下さい」ということなんですけど、ということはこれ具体的に言うと、建て替えについて管理組合の意思決定に市が関与をしてもいいというか、すべきという御主張になるんでしょうか。まず、1点それをお聞かせください。

○【高津芳則陳情者】 お答えいたします。そういう意味ではなくて、建て替え決議の前というのは、建て替えるか建て替えないか、団地を再生しなきゃいけないんですけれども、建て替えの路線でいくのか、修繕の路線でいくのかというのが議論になるわけです。建て替え決議の前に一般的に行われる決議は、建て替え推進決議というのがあるんです。これは法令上の根拠のない決議なんですけれども、この推進決議を上げると、団地の中で理事会の諮問機関である委員会は、建て替えを団地の管理費を使って検討を進めていいという了解になるんです。

ところが、建て替え推進決議というのは一般決議なものですから、過半数で可決可能なんです。私どもの団地の具体的な例で言うと、およそ6割の人が建て替え賛成なので、建て替え推進決議はそれで可決されちゃうんです。ところが、実際に建て替えを決めるには8割以上の賛成が必要なので、事実上、建て替え決議は可決できない状態にいるんです。だけれども、建て替え推進決議をやると、市と行政協議に入ることができる。

そうすると、この団地は建て替えに向かって進んでいるというのが表向きの形になってしまっていて、審議会場で建て替え、これは可能ですか、可能でないですかという市民との話合いという形になると、団地の中の住民は市民として扱われてなくて、団地の外の市民と私どもの団地の建て替えを推進する人たちだけの話合いになってしまう。

ですから、私たちが要求するのは、審議会場のところに事業者として認定されてしまった管理組合の中の決定権を持つ少数派ですよ。4割といたら、建て替え決議を否決できるんですから。そ

の人たちもちゃんと加わって、私たちも団地の中の人間なんだけれども、建て替えには批判的だと、景観を守りたい立場なんですよということを言う権利を保障してくださいということを言っております。ですから、団地の中の決定に市が関与じゃなくて、市が考える場を設定したときに、私たち批判的な人たちも入れてくださいという要求になります。以上です。

○【青木健委員】 そうしますと、次に2点目なんですけど、これには明和マンションの問題に触れられておりましたけど、今回、こういうことを認めていくと、私は後追いの条例制定を国立市がしていくことになると思うわけです。そうすると、また以前起こった明和マンション問題と同じような経緯をたどることになると思うんですけど、陳情者の方はどのようにお考えでしょうか。

○【高津芳則陳情者】 明和マンションと同じという、多分、委員さんも明和マンションの経緯について一定の認識をお持ちであって、それに基づいて発言されていると思うんですけど、正直申しまして、明和マンションの事件があったとき、たしか上原元市長さんのときだと思うんですけど、私はまだこの団地の組合員じゃなくて、賃貸人として住んでいまして、実はあまり関心を持たなかったんです。将来、国立市を出て行って、ほかの市に住む可能性もまだあったので、あの裁判についてあまり関心を持っていませんでした。

今回この問題があって調べていったら、あのときの裁判をちゃんとフォローしなきゃいけないなということで、つい最近、初めて裁判を調べてみたら、判決がいっぱいあるんですね。単なる景観裁判で普通、地裁、高裁、最高裁と思っていたら、それ以外に市長さんに対する求償権の請求とか裁判がいろいろあって、こんな裁判だったんだって後から思ったんです。そういうことを学んできておりますので、明和マンションの後追いというふうに言われると、私の認識だとあのときは、明和マンションというんですか、会社ですよ、あの会社がつくろうとしたときに、そのときの法制度に基づいてやろうとしたんだけれども、上原元市長さんがちょっと待ったをかけて新しい仕組みを導入して、これにのっとってやれというような形でやったのが後追いというふうに、私は先ほどの発言を受け取りました。

私はそういう意味で言っているのではなくて、今、実際トラブルがあるので、今後の事例に対応できるようにこれから条例を改正してくださいということを申し上げているので、今の事例にすぐ対応できるように条例を改正してほしいというつもりで言っていることではございません。

○【柏木洋志委員】 まずは陳情ありがとうございます。

そうしましたら、私からはまず1点、陳情の趣旨や冒頭の御発言のところでもおっしゃっておられたと思うんですが、要するに条例上、今、意見が言えない、もしくは言えなかったというのがもしかしたら正しいのかもしれないんですけど、どちらにしても言えなかったと。そういうところに不備があるという御指摘かと思えます。

条例またはその他の法的解釈、もしくは裁判例の解釈というところは、趣旨文を読ませていただきましたし、お聞きしました。そこで1つ伺いたいのは、要するに国立市とのやり取り、もしかしたらまちづくり審議会とのやり取りなのかもしれませんが、そのところで具体的にどういったことが今回あったのか、そういった経緯をまず教えていただければと思いますので、お願いを致します。

○【高津芳則陳情者】 詳しく述べるにはちょっと時間があれないので、配付して、認めていただきました「そよ風」に沿って御説明したいと思います。

1つは、「そよ風」34号でございますけれども、34号に書かれている内容は、昨年、永見市長さんが私たちの会の求めに応じて来ていただきまして、学習会というか、話し合いを市長さんと持つことが

できて、その結果の検証ということで、市の担当の方たちと私たちの会と話合いの場が持てた、そのときの内容を報告しているのが「そよ風」34号になります。

「そよ風」34号の1ページから2ページに書いてあると思います。私たちは団地の中でまだ意見が割れているので、審議会で私たちの意見をちゃんと取り上げるようにしていただきたいということを申し入れたんですけども、条例上それはできませんということで、2ページ目の下のほうだと思えます。たしか私の記憶だと町田課長さんだったと思うんですけども、明確に条例の限界でございませぬというふうに発言されております。条例の限界ということをして市が認めているという一つの証拠として、この「そよ風」34号を出ささせていただきました。

ですから、まちづくり審議会、去年の4月はコロナで書面会議だったんです。実質上は9月から審議が始まりまして、今年3月の末に審議を通して答申を出しているわけですけども、その審議会の中で私たちの意見が取り上げられるということは1回もなかったんです。ただ、「そよ風」の配付というのは1回だけ、市長さんがそれはいいことだから、審議会のほうに言うねというふうに言っていたので、9月のときには「そよ風」を審議会の委員の方たちに配付するということがされたようですけども、会長からはこれは審議の対象外であるということで、一切発言もなく、そのまま終わったというのが現実でございます。

それで、私たちは、団地の中の組合員の意見を取り上げてくれないのであれば、市民の方の意見であれば取り上げてもらえるのかなということで、12月の審議会に向けて、これは緊急署名だったんですけども、国立市の市民の方の署名をお願いしまして、団地の住民もそうなんですけども、百何十名だったかな、これは「そよ風」40号ですけども、百二十何名だったか、今、手元になくてすみません。署名を頂いて、まちづくり審議会のほうに届けました。

ですから、これは市民が署名をしているので、当然、審議会のほうでも検討していただけるのかなと思ったら、これは誤解されたのかと思うんですけども、団地内部の人間の署名だからということで取り上げてもらえませんでした。つまり私たちから言うと、市民が署名したものを団地内部の者であるということで却下して、一切言及もされないということで、これは対応としてどうなのかなと思ったというのが「そよ風」40号で報告した内容です。

その一連の対応から、まちづくり審議会に対する不信感が芽生えました。いろいろ議事録も読んだりなんかしたんですけども、最後のまちづくり審議会の意見をまとめていくに当たって、まちづくり審議会の会長の運営の仕方もちょっと問題があると。これはオンブズマンのほうにも申立てをしまして、オンブズマンもおかしいよという報告を出していただいていることでもありますけれども、やはり審議会の運営がちょっとおかしいというのを私たちのほうで報じたのが「そよ風」の52号になります。

という一連の経緯の中で、ただ単にまちづくり条例の限界ということで、その限界を私たちが指摘すると、まちづくり審議会の運営のほうで無理がたたって矛盾が生じてきたというのが、事の経緯ではないのかなと私たちは思っております。

これが市と私たちの紛争ということになります。また、団地の内部の紛争というのは別にあるんですけど、それはここでは語りませんが。

○【柏木洋志委員】 ありがとうございます。そうしましたら、最後に1点だけ確認させていただきたいんです。今回、団体は決まっていますけど、一般化すると、何かしらの団体からこういった申請というのか、まちづくり審議会やら、まちづくり条例を使ったのに申請やらが上がってきたという

きに、もし賛否両論あるのであれば、両方聞いてほしいという趣旨で大丈夫でしょうか。確認です。

○【高津芳則陳情者】　そういうことです。確かに多数決を採れば多数派になるかもしれませんが、建て替え決議というのは8割以上の賛成という高いハードルがありますので、少数派といえども決定権を持つわけです。4割いたら。ですから、そういう人たちも審議会の場に同席をして、私たちは反対で、このくらいの数は持っている、それを前提に審議会のほうでは御審議いただきたいということを言える機会を与えていただきたいということにとどまります。

○【関口博委員】　陳情ありがとうございました。青木委員と私は景観裁判等に最初から最後まで関わっていた議員であります。立場は全く違うんですけども、今、青木委員が確認されたことは、この陳情事項においてこれを後追いでやるということではない、今後のことについて改正をしてほしいと。

その内容は、陳情書の3ページの真ん中辺にあるところが、「『少数の区分所有者』（建替え非賛成）は、市のまちづくり条例の解釈によりますと、『事業者』の内部存在として位置付けられ、さらに、『近隣住民』とも見なされません」。こういうことをもって、事業者の内部存在として反対の方がいるけれども、その反対の意見がどこにも反映されない条例であるからということで、事業者の内部存在としてくくられちゃうんじゃないなくて、中にいる住民であるけれども、近隣の住民あるいは違う形でもいいけれども、一くりにされて意見が封鎖されるようなことがないように、まちづくり条例を変えてほしいというふうに受け取ったんです。その解釈でよろしいですか。

○【高津芳則陳情者】　そのとおりです。

○【小川宏美委員】　陳情御提出ありがとうございました。大変学びながら、よくよく読ませていただきました。陳情趣旨を経て陳情事項なんですけれども、今、他の委員も聞いていましたが、条例改正となると大変大きなことになります。

それで、内容をよくよく私なりに理解しますと、例えばこの条例施行規則には会議の運営等、審議会について書かれたのは第6章の第84条と第85条ですよね。その中には、会議の運営として、会長は、「必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる」とありますので、私はこの内容からすると、条例改正というよりは条例に定められたことの的確な運用をしろという意味なのかなと思ったんですけれども、そういった在り方がこの陳情事項の中にも含まれているという理解でよろしいんですか、それともまたは本当の条例改正なんですか。

○【高津芳則陳情者】　実はそこを悩んでおります。私の解釈としては、この条例に基づいても私たちの意見が反映することは可能だと思っておりました。ところが、条例というのは、まず第一義的に解釈運用権は行政側が持っておりますので、通常その回復は司法の手続によらなければいけないということになります。

ですから、解釈運用を改めてほしいということをやっと言い続けるよりは、ダイレクトに現行の条例に対して行政が持っている解釈が成り立たないような条例改正、これが王道ではないのかなと思いまして、一応この陳情を書きました。ですけれども、小川委員がおっしゃるように、運用上の改正が可能であればお願いしたいという気持ちはもちろん持っております。

○【小川宏美委員】　よく分かりました。現状を踏まえた中で、行政の今の在り方として解釈運用では無理だと考え、ここまでの改正を求められたということで、私が考えている以上に深いところまで追い詰められた上での陳情提出だということが分かりました。

あともう1つ質疑がございます。9月6日といいますと今週の月曜日ですけれども、第1回目の調停があったということが書いてございました。紛争予防のためにつくられたまちづくり条例の中で既に事業者内部に紛争が生じてしまって、今、民事調停に入ったという非常にリアルな切実な内容でしたが、この調停はどういったものを求めているのか、話せる範囲内で教えていただけないでしょうか。

○【高津芳則陳情者】 この陳情について御説明いたしたいと思います。私たちはいつも理事会と話し合いたいという要求を持っているんですけれども、ここで申していいのかあれなんです、理事会は事実上かいらい政権でありまして、実権を持った人間が別にいるんです。ですから、理事会と私たちが話し合うという要求を出したとき、理事会はのりくらりと逃げてまいりました。それが実権を持った方と一緒に話し合ってもいいですよということで、実は今年の1月18日、理事会側が理事2人、専門委員2人の4人、私たちの側から4人の4対4で話し合いを持ったんです。

お互いに質問を出し合いました。その当日、お互い回答はできないので、後日、文書回答することになりまして、私たちに出された質問は、2月6日付の「そよ風」45号で回答しました。理事会は3月6日付の回答書を私たちに提出してまいりました。私たちは理事会の回答書が不十分であると考えまして、4月15日、理事会に公開質問状を提出しました。すると、5月10日に理事長から私たちに電話がありまして、公開質問状への回答を今この電話で口頭で行うと理事長が述べたため、口頭では困るからちゃんと文書で回答してくださいというふうに私たちは答えました。

それ以来、全く連絡がなかったので、5月下旬に立川簡易裁判所に民事調停を申し立てました。申し立てた要求事項はちゃんと文書回答を出してほしいと。これだけです。つまり区分所有者として、私たちは管理者である理事長に管理問題について問うのは権利ですよ。理事長というのは、管理者としていつでも回答するというのが義務。これは区分所有法上常識とされています。民法上の区分所有法上。

ところが、回答がなかったので、回答ちゃんとしてくれという要求を出したわけです。7月の下旬に呼出し状が来ました。調停の最初の期日が9月6日月曜日、今週の月曜日というふうに決まったんです。私たちはちゃんと調停員の場で正々堂々と話し合いができると。要求は単に文書回答してくれということですから、恐らくのんでくれるだろうなと思って待っておりました。理事会のほうは「分譲富士見台」という広報誌を出しているんですけれども、その号外を8月半ばに出してきまして、その中で理事会は肅々と対応するって書いてあったんです、調停に向かって。肅々と対応するってどういうことかなと思っておりましたら、先週の9月2日木曜日、朝、私の自宅に宅急便が届きました。ちょっとお見せします。

○【香西貴弘委員長】 陳情者、すみません、前もってその辺りのお話までのことをこちらは聞いていない中になるので。

○【高津芳則陳情者】 だから紛争の中身です。こういうのが送られてきて、こういうのが出ているよというだけです。

○【香西貴弘委員長】 口頭でよろしいですか。では。

○【高津芳則陳情者】 だから宅急便でこういうのが、これ外側のバインダーは私が買ったものですけど、中の紙だけ測りますと8キロの重さがあります。これが弁護士事務所から送られてきました。理事長は弁護士と税抜き30万円で契約をして、1回5万円の支払いということだそうなんですけれども、私たちの組合のお金を使って弁護士を雇いまして、私たちと争うという姿勢を示してきました。

今週の月曜日、6日ですけれども、調停の場に行きましたら、理事長1名と弁護士2名です。私た

ちは3名です。弁護士に相談なんかしてないので、私たち素人3名が行きました。それで、回答書を弁護士が書いているんですけども、私たちの要求、文書回答してほしいということについては認めると。9月10日までに回答をよこすって書いてあったんです。じゃ、私たちの要求はこれでほぼパーフェクトで認められたので、調停は終わりだと思うんですけども、ところが弁護士の回答書を見ますと、回答すると書いた後で、私たちの会について正体不明の会であるとか、「そよ風」というのは単なるビラで、理事会が対応するようなものじゃないということをする述べて、私たちが罵倒しているわけです。

ですから、私たちは、とてもじゃないけど調停オーケーですよということとは言えないので、次回の調停に持ち込むこととなりますねということで、調停はまとまらずに終わったと。そういう経緯がございませぬ。

○【香西貴弘委員長】 陳情者の方、先ほど制止したような形になってしまいまして申し訳ございませんでした。資料等を出していただいたこと、それに関しては決して問題ございません。失礼いたしました。

ほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、陳情者に対する質疑を打ち切ります。

それでは、当局に対して質疑を承ります。柏木委員。

○【柏木洋志委員】 そうしましたら、当局に対して質疑させていただきます。要するに、要約すると条例上対応できてないというような話、具体的に経緯について話もありました。というところについて簡単に、市当局がその点どう考えているのか確認をしたいと思っております。

○【町田都市計画課長】 お答えいたします。市のまちづくり条例でございますけれども、まず最初にそちらのほうを簡単に説明させていただきます。

国立市のまちづくり条例につきましては、市内の開発事業に対してハード的な面、例えば緑地面積や建築物の高さ、またあと地域貢献等、土地利用や建築物の行為について各種基準を定めて指導させていただいております。また、近隣住民とのトラブル防止の観点から、それらの、例えば説明会の開催や各種届出を義務付けて、それらに対する規定を盛り込んだ条例と、簡単に申し上げますとそのような条例になっております。

今回、団地の建て替えのよしあしについて、審議会での意見表明要求も認めてもらえなかったというお話を頂いておりますけれども、この条例に対しましては、先ほど申しました近隣住民の方とのトラブル防止等のルールを盛り込んでおります。

今回、届出を頂いたのが、団地の組合から頂いております。それとあと、まず最初に、この条例で出していただく届出というのはまだ計画が固まる前。なぜかというと、市からの要望に対してその計画がまだ変更が可能な段階、要するにまだ計画が固まらない、ひいてはやるかやらないかもまだ決まってない段階でも結構ですので、このような建物はこの条例に合致していますかという確認を何しろ一番初めに出していただきたい。そのような条例の組立てになっております。

ですので、大規模開発構想と開発事業とって、2つのルールがございませぬけれども、その最初の大規模開発というのは本当に素の計画、まだほとんど決まらなくてもいいですから届け出してくださいというのがこの趣旨になりますので、繰り返しますけれども、建てる建てないかをまだ決まる前でもぜひ出していただきたいというのがこの趣旨になります。

そして、団地の建て替えにつきましては、中に住まわれている方々のそれぞれの考え方によるものでございます。市民と市民の話合いになることでございますので、行政のシステム、ルールでどうにかするという事はできないというか、難しいものと考えております。

ですので、例えば頂いた計画にもし異議等がございましたら、双方共、組合員でございますので、組合の中で相談・検討していただいて、まとめていただけたらという考えで、この条例につきましては届出を頂く内容についていい悪いというか、建てるならこうしてください。ですので、建てる建てないかについての議論等は一切しないような条例となっております。以上でございます。

○【石塚陽一委員】 では、当局にお尋ねします。陳情書によれば、分譲富士見台団地の場合、理事会、つまり管理組合の理事会だと思うんですけども、平成28年から行政と相談を始め、平成29年5月に区分所有者集会、つまり（組合総会）で建て替え推進決議を可決し、令和2年度からまちづくり条例に基づく大規模開発事業の手続きに入ったとあります。

そこで、国の法律によると、マンションの建替え等の円滑化に関する法律は、建て替え業者を名のれるのはマンション建替組合のみに限定されているというふうに書かれておりますので、この辺りが矛盾しているんですけど、この陳情書をお読みになってどういうふうに解釈されますか。

○【町田都市計画課長】 建物の区分所有等に関する法律の中で、5分の4以上で建て替え決議を決めることができるとありますけれども、こちらにつきましては建て替え云々の決議でございます。先ほどの御説明の中でも、まだ建てる建てないが決まらない状態、本当にこういう建物でこの条例に合いますかというような段階で審議のほうに入れていただいて、協議を進めていきたいというのがこの条例の趣旨でございますので、建てる建てないについてはこの条例では問いません。

また、届出ができる事業者の定義が、事業を行おうとする者、もしくは行う者でございますので、行うことが決定してない事業者であってもこの届出は出せるような形になっております。繰り返しますけれども、計画が固まる前にぜひ届け出ていただきたいという条例でございますので、今回、この建て替え決議、また推進決議等については、市としては特にその辺は関知せず、行いたいという方が届出を出したということで、この条例の手续を進めているところでございます。以上です。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。そうしますと、今、建て替えの決議をされたという中で、これは内部の問題になると思うんですけども、少数の区分所有者、つまり建て替えの非賛成者、この人たちの意見表明を保障する規定がまちづくり条例にはないというふうにうたわれているんですけども、これを果たして市のまちづくり条例に入れる必要性ということはどのようにお考えですか。

○【妹尾法務担当課長】 お答えいたします。まず、そもそも区分所有権ということについて、憲法上、第29条1項で、「財産権は、これを侵してはならない」という財産権の保障の規定があります。また、民法第206条で、「所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する」という定めがございます。

法令の制限内以外は、自由に所有物の処分をしていいという所有権は絶対の原則を定めておりますけれども、対象が1棟の建物と。それを区分に分けて所有するという区分所有権というものは、処分権ではあるんですけども、1つのものをみんなで分けて所有するというもともとの性質上、建物の処分については、区分所有法が頭数、そして議決権割合の5分の4以上の賛成を経なければ建て替え決議ができないと定められております。

このような前提からすると、まちづくり条例においてこういった建物の建て替え、つまり処分に関して市が、つまり公権力が介入するという事はかなり慎重にならざるを得ないのかなと感じており

ます。

質疑委員からも指摘があったと思うんですけども、全く非賛成側の区分所有者が審議会に参加できないというわけではなくて、まちづくり条例の施行規則第85条1項は、「会長は、審議会の会議に際し、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる」という形で定めておきまして、まちづくり条例は慎重な形で、こういった非賛成の区分所有者の方についても審議会に参加する道を設定しているというふうに考えられます。

さらに言うと、質疑委員の御発言の中で1点ございました、管理組合の意思決定に市が関与することにならないのかという御懸念、これも実は管理組合という結社、団体の意思形成について、市という公権力がどこまで介入できるかという問題、これは実は憲法第21条の結社の自由で保障されておりまして、結社の自由というのは、団体が団体としての意思を形成し、その意思実現のための諸活動につき、公権力による干渉を受けないことを意味しているということでもありますので、まちづくり条例及び同施行規則について、非賛成派の区分所有者の方の意見を聴く機会を与えるという規定を創設するにしても、こういった点を考慮に入れなければならないかと考えられます。以上です。

○【石塚陽一委員】 御丁寧ありがとうございます。それで、頂いた陳情書の3ページのちょうど真ん中辺りに「審議会は、条例の解釈にもとづき、『少数の区分所有者』の問題を審議対象外としました」と記載されているんですけども、これは實際上、審議会であったという認識でよろしいのでしょうか。

○【町田都市計画課長】 こちらの要求についてでございますけれども、審議会の中で頂いたときに、その取扱いについて審議会が発言しております。会長のほうから、要求された方がこの届出を出している管理組合の一員であるため、まちづくり審議会でも事業者内部の議論を扱うことはそぐわないと判断いたしまして、審議対象外とする整理を行った経過がございます。以上です。

○【石塚陽一委員】 最後にしますけど、結局そこで会長さんからそういう審議会の規則に基づいての発言があったんですけども、現実的に非賛成区分所有者からすると、意見の発表というか、具申する場がなかったと思うんです。そのようなときに参考人招致か何かのような形で特例的に認めるようなことを、この審議会には附帯で規則か何かできてないのでしょうか。

○【町田都市計画課長】 繰り返しになってしまうんですけども、届出の組合内部のお話でございますので、そこで審議会でお声を聴くということはそぐわないかと考えております。以上です。

○【石塚陽一委員】 分かりました。どうもありがとうございます。私は以上です。

○【藤田貴裕委員】 1点確認したいんです。法務担当課長は施行規則の第85条1項の中で、非賛成者の意見も聴けるようにしているというのが前の委員への答弁であったと思いますが、都市計画課長の発言はまたそれと相反する答弁だと思うんです。この辺の整理をちょっと聞かせてください。

○【妹尾法務担当課長】 御回答いたします。誤解があったら申し訳ございません。私が先ほど回答したのは、施行規則第85条1項を読み上げて、一般論を述べたということにとどまりまして、今回の陳情に係る事案の具体的な内容についてお答えしたものではありません。

○【藤田貴裕委員】 じゃ、一般論の答えだったんですね。

ちなみに、もう1回確認したいんですけど、陳情書の3ページでは、「少数の区分所有者」の問題を審議対象外としたのは会長の発言とありましたが、参考資料の「そよ風」のほうでは市はこう言いましたって、市でまちづくり条例は限界ですとやっているんです。これはどっちが正しいんですか。会長の意見で御意見を述べられなかったのか、それとも市の。

○【町田都市計画課長】 会長がお話しになったのは、意見表明について審議会に要求があったものですので、会長が答えました。私はまちづくり条例の趣旨にのっとりまして、届出の内部ということなので、私は条例に基づいて私の口から発言しております。以上です。

○【関口博委員】 今、藤田委員が指摘したところがフォーカスされていることだと思うんです。担当課長は事業者の内部のことだからということで、審議会の会長が建て替え非賛成者の意見を表明することについて断ったというところを私も見ているので、そこが問題なんだろうなとも私も思ったんですけれども、今の条例の解釈でいくと、今、担当課長が言われたように、これは駄目なんですよということであれば、それを改正するということはあり得るだろうと思うんですけれども、その解釈はどうなんですか。

○【江村都市整備部参事】 施行規則第85条の考えでございますけれども、これは一般的に様々な事例が出てくると思いますので、その時点で必要があれば、それ以外の運用をすることができるということになるかと思えます。今回の事例でいいますと、マンションを建て替えるかしないかというのは、マンション建替え法の5分の4の決議ということが定められておりますので、これにのっとり決める問題ということになります。

したがって、管理組合内部のことについて、審議会では扱えないという整理をしたものでございます。ただし、「そよ風」というチラシの配付の御要望は受けており、そういったチラシは配付してございますので、当然、内部でまだ建て替えをしなくてもいいんじゃないかというような意見があることは、委員の方全員御存じでございます。また、審議会の最後の答申でも、事業者のほうにきちんと団地の内部で話し合いを継続するよというようにすることも、市長からの回答書で申しておりますので、そういった面では条例では扱えませんが、内部で引き続き話をしてくださいということは、市のほうからも指導しているところでございます。

○【関口博委員】 私は、このときの会長の批判するわけではなくて、根本的な話では、意見を述べることができませんというふうに拒否されたという、制止されたということがあったと思うんですけど、それは処分するかしないかという意見だったので、そういうふうなことで止めたというんだったら、まだ分かるんですけども、そうじゃなくて、内部の人たちのいろんな意見を表明することについて、これは駄目ですよと言ったように思うんです。

今、参事が言われたように、処分するしないというときの整理の仕方だったらこれはよかったと思うんですけども、そうじゃないように、つまり内部の問題は内部でやってくれよという形で整理したというふうに見えちゃったんですけども、そういう解釈なんですか。

○【江村都市整備部参事】 まちづくり条例で扱う範囲が、開発事業を行おうとするときの開発事業の中身についての審議でございますので、やるやらないの意思決定にまで審議会は踏み込まないということでございますので。

○【関口博委員】 それ分かっている。そんなこと聞いているのかと言ったの、そのときに。

○【江村都市整備部参事】 なので、やるやらないということについて、審議会の中で議題として取り扱うことはしないという判断を会長がされたということでございます。

○【関口博委員】 今の答弁でいいんですね。つまり会長が止めたというのは、処分するかしないかという意見だったので、それを止めたということでもいいんですね。私が傍聴している中では、そういうふうなことではなかったように思うんですけども、そういう認識で止めたんだからいいんだという判断ですね。

○【江村都市整備部参事】 手元にございませんですけども、建て替えについて様々な団地の中での御意見があると。その意見について聴いてほしいということでございますので、それについては審議会の中で審議する内容ではございませんよと。建てるものについて、どういったものを建てるのがいいのかどうかということが審議会の中の審議でございますので、その審議の対象にしないという判断があったということでございます。

○【関口博委員】 今の答弁は理解するんですけども、さっきの話は処分するかしないかの意見だったので、拒否しましたという話だった。なので、私はそこを確認したんです。違うんだったら違うで、ちゃんと言ってください。

○【江村都市整備部参事】 すみません。先ほど、私の発言の中に不適正な部分があったということでございますので、その部分は取り下げさせていただければと思います。よろしくお願ひします。

○【香西貴弘委員長】 ただいまの発言の訂正につきまして、委員長においてこれを許可いたします。

○【小川宏美委員】 幾つか質疑させていただきます。まちづくり条例に基づいて、分譲富士見台団地の問題が審議会で審議もされ、今回の陳情をよく見ますと、想定外のことがいろいろ起きているという上で、行政としても柔軟に対応していかなければいけないのではないかと思うのですが、根本のところにあるというふうに陳情者が書かれています2ページの下のところ、他の委員もおっしゃっていました。もう一度まちづくり条例と法律、区分所有法と円滑法のずれからトラブルが起きているという問題を、行政としてどのように受け止め、審議し、ここは問題がないとしたのか説明願えますか。

○【町田都市計画課長】 繰り返しになるかもしれませんが、建て替えをするしないという非常に大きな判断をするためには、5分の4以上の決議がなくてはと法律で定まっておりますけれども、まちづくり条例につきましては建てる建てないはまた別の問題で、建てるなら、こういう計画があるんですけども、条例的にはどうですかということをお願いしてスタートしております。

先ほども申しましたが、まちづくり条例につきましては、いろんな要望を事業者さんのほうにお願いすることが多いものですので、計画が少しでも固まる前に、ここはこうしていただきたい、ここはこうしていただきたいという協議を重ねますので、計画がまとまってない段階でぜひ来ていただきたいというのが、この条例の趣旨でございます。

ですので、建てるなら、こういうのはどうですかというのを頂いておりますので、建てる建てないが決まらなくても、繰り返しになりますけれども、条例の中で届出が出せるものは事業を行おうとする者でございます。行いたいと思う方であれば、どなたでも出せることができるような形になっておりますので、私どもとしましてはこの法律と条例とは違うものと考えております。以上です。

○【小川宏美委員】 違うものとなっておりますと言うんですが、今の説明は、ここまでの段階になってくると、国立市側の諮問内容って私たちみんな知っているんですけども、19メートルから25メートルの高さの特例を使うことの適用についてまで話しているわけですよね。この言葉が妥当かどうか分かりません。公権力がはっきりとそこに介入しているというか、指導しているわけなんです。ですから、建てるならこうだとか、建てる建てないは条例で問わないという問題を結構飛び越えているように、この間の審議をずっと傍聴してきて見ていると思うんです。だから、今の説明を何度聞いていても、条例と法律のずれにトラブルを感じているという陳情を出されている方への説明には私はなっていないと思いますよ。

じゃ、もう1つ聞きます。審議会の答申の文章化をめぐる問題は資料でも提示されました。例えば国立市が一方でこの間、総合オンブズマン条例の第22条第4項の尊重義務違反をしているのではない

かということ、市のオンブズ、第三者機関ですけれども、出している、この問題との整合性はその後どのように協議されたんですか。

○【香西貴弘委員長】 小川委員、すみません、先ほどの指導という言葉のことも含めて。

○【小川宏美委員】 指導というか、答申じゃないんですか。

○【香西貴弘委員長】 その部分の事実関係と、それと今の質疑を併せて回答していただくということによろしいですか。

○【小川宏美委員】 どのような回答が返ってくるか分からないんですけども、回答がありますか。

○【香西貴弘委員長】 その部分を事実関係も含めて。静粛に。よろしいですか。都市整備部参事。

○【江村都市整備部参事】 すみません。最初の特例基準に対して市が指導したという御発言がございましたけれども、特例基準を適用したいというのは管理組合側、事業者側からの提案でございまして、これが適正かどうかということ、市は審議させていただいて、手続に入ったものでございます。市のほうからそのことについて指導していることは一切ございません。

もう一点、まちづくり条例に関しては、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の手続の前の段階、計画段階で今進めているものでございますので、分かりやすく言えば、計画段階、その前の段階でまちづくり条例の手続をしていると。今後、マンション建て替えに基づく決議がされれば、その後、建て替えに向けた具体的な手続が進んでいく。法律の手続はまだこれからというふうに理解していただければと思います。

○【町田都市計画課長】 申し訳ございません。オンブズマンのどの件のことですか。もう一度質疑の具体的な、オンブズマンの件なのか、ちょっと申し訳ございません。

○【小川宏美委員】 私たちに配られている「そよ風」の資料から申し上げたんですけど、52号の2ページですよ。答申をめぐる論点として3点挙げられている中の1点として、この間のオンブズマンに問うたら、条例第22条の第4項の尊重義務の違反を犯しているというという回答がオンブズマンから来たということ、陳情者が言っていらっしゃったので、都市計画課はこの点をどのように受け止めたんですかと聞いただけなんですけども。全くこの件を考えてないというふうに、あとまた把握もしてないとか、理解してないということなら、そういうふうに答えていただければいいんですが。ただ、同じ国立市がやっていることなので、陳情者はこれは重要な点だと言っていらっしゃる点をどう受け止めているのですかと聞いています。

○【町田都市計画課長】 ありがとうございます。オンブズマンのほうで審議会の中で答申を出すに当たりまして、最後の審議会で会長が口頭で申したことを答申書にするに当たりまして、その後、電子メールでの確認で答申書をつくった、それに対してメールでのやり取りが不透明でないかという問題でございました。会として、その中でも不透明ではないかということは真摯に受けておるところでございますけれども、運営方法については会それぞれで決めることができるという運営のルールもでございます。

しかしながら、不透明だというお声を頂いておりますので、前回、前々回かちょっとあれですけども、一般質問の中でも市長より、全庁的な問題でございまして、今後検討していきたいという発言もあったかと思うんですけども、それについては真摯に受け止めて、改善できるところについては改善していきたいと考えているところでございます。以上です。

○【小川宏美委員】 当事者の方からすると、今後の課題だと言われても本当に差し迫った問題で、陳情まで今回出されているような方にとって、今の回答は今後の課題になってしまったのだなど。一

一つ不透明で不適切ということがオンブズマンにまで問うて出たことに対して、もう戻れないという、行政のいつものやり方が非常に今浮き彫りになったような感じが致します。質疑ではないので、ここでとどめます。

○【香西貴弘委員長】 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切ります。

ここで昼食休憩とさせていただきます。

午後0時1分休憩



午後1時4分再開

○【香西貴弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

意見、取扱いに入ります。柏木委員。

○【柏木洋志委員】 本陳情第12号については、採択の立場で討論を致します。

市当局からは、届出団体の内部的な問題であるという趣旨の発言があったかと思えます。本陳情に述べられているとおり、賛否はあるんですけども、住民の一部は当事者の一部であって、意見を言える場については確保されるべきであると考えますので、その点について条例改善の余地があると考えられるため、本陳情においては採択と致します。

○【青木健委員】 それでは、陳情第12号について討論させていただきたいと思えます。

そもそも団地の建て替えについては、マンションの建替え等の円滑化に関する法律による建て替え決議後に事業開始するものであり、現在行っているまちづくり条例の手続は法手続前の計画段階であります。また、条例手続における事業者の定義は、開発事業を行おうとする者及び開発事業を行う者であり、管理組合が条例手続を行うことに問題はないものであると思えます。あわせて、まちづくり条例は、特例基準を使って建て替えを行うなら、このように計画してくださいというものであり、建て替えるかどうかという管理組合内部の問題にそこまで踏み込むものではなく、踏み込むとすれば、民事不介入の考えから非常に問題があるものだと言えらると思えます。

また、この事業における条例改正ということは、改正によって不利益を被る方たちからすると、明らかに後追いという行為であります。その後の結果については、先ほど申し上げさせていただきましたが、明和マンション問題を見れば明らかであると私は考えます。あわせて、この条例は開発事業がよりよいまちづくりにつながるよう、緑地面積や建築物の高さなどの基準を定めているものであります。また、近隣住民との紛争予防の観点から、近隣住民への説明や事前調整制度などを規定しているものであり、そもそも当該団地建て替えを阻止することを目的としているものではないので、本陳情については不採択と致します。

○【関口博委員】 国の景観法がつくられたのは、国立市の景観裁判、それから市民の景観を守りたいという活動によってつくられた。これは紛れない事実であります。その延長線上として、まちづくり条例というのがつくられたということがあります。

当時、まちづくり条例そのものは、国立市の景観を愛する人たちの思いとか風土・歴史、国立市の景観を守ってきた歴史を踏みにじるような形で高層ビルができるということに対して、そういう開発があるんだったら事前に話をして、そして市民と一緒に景観に合った建物を建てましょうという思いで、このまちづくり条例というものができた。ですから、事前に事業者が建設の設計等を示しながら、

国立市のまちにふさわしいかどうかということを検討するということでもつくられてきたわけですが、その当時はそれで十分よかったなと思うんです。

ですから、そういう意味では陳情者の最後のほうの陳情の文章の中に、「さくら通りの景観への思いを行政協議手続においていっさい考慮しない国立市まちづくり条例は、一般的道徳観念および正義の観念に反し、それゆえ公序良俗に反するものです」という文言については、私は反対というか、できた経緯等を知っている者として、こうではないなというふうに思っているんです。

ただ、先ほどの私の質疑等で、陳情者の思いというのはマンションを建て替える、そこに住んでいる住民の方たちの思い、賛成、反対も含めて特にくくりになってしまうことが、行政なり審議会に受け入れられないということがあった。それによって意見が述べられなかったことがあったので、条例を改正してほしいという趣旨だということと言われたわけです。

法務担当のほうから、条例施行規則第85条によってそれは保障されているような発言があったかなと思うんです。それが十分に発揮されていればよかったのかなと私は思いましたが、当局の答弁あるいは審議会での意見を止めた、拒否したというところを見ると、この第85条は十分に機能されていないのかなと思いました。であるならば、マンション建て替えのときの当事者であったとしても、賛成、反対の意見を十分に言えるような条例文に改正しなきゃいけないのではないかと。くくりにしてしまうというやり方はよくないのではないかと思います。

それゆえに、この陳情事項「分譲団地建替えのケースに対応できない条例であることを確認し、団地（マンション）建替えのケースに対応できる条例に改正して下さい」、団地だけではなくて、こういうマンション等を建て替えという、新たにつくるんじゃないで、建て替えのときにこの条例が不十分であるのかもしれないということを感じました。

でありますので、「改正して下さい」ということについては、この陳情を採択と致します。

○【石塚陽一委員】 陳情第12号議案国立市まちづくり条例が、分譲団地建替えのケースに対応できていないことにつき、改正を求める陳情については、不採択の立場で意見表明を致します。

陳情の趣旨については、国立市まちづくり審議会の開催された当時の状況から詳細に記載されていますが、その過程における国立市都市景観形成条例と開発行為等指導要綱の在り方と、その活用手法等について逐次記載されていることがあります。かつ、事業者と近隣住民との定義から始まり、建物の区分所有等に関する法律による建て替え決議の要件の緩和による区分所有者及び議決権の各5分の4以上、8割以上の賛成多数で可決可能となったが、その詳細についての疑義等も掲載され、法に基づく建て替え推進決議に含まれるマンションの建替組合の有効性についても記載されています。

その過程での矛盾点として指摘される少数の区分所有者イコール建て替え非賛成者の位置づけとあるが、審議会では条例の解釈に基づき、少数の区分所有者の問題を審議対象外とされたことと主張されている点が提起されているのも、着目するところでもあります。

しかし、現状、国立市まちづくり条例は、市民の景観利益を保護する手続を含み、景観利益に対する違法な侵害もなく、公序良俗違反や権利の濫用にも配慮され、社会的に容認された行為としての正当性も保全されているとみなされますので、この分譲団地の建て替えの案件に対する審議は現状では支障のないものと考えられます。

そして、国立市まちづくり条例が分譲団地建替えのケースに対応できていないから、団地やマンションの建て替えのケースに対応できる条例に改正してほしいとの趣旨であります。現在の国の法の下では準応されている条例と認められるので、組合内部での意見調整に努めていただきたいことを言

って、本陳情に対しては残念ながら不採択と致します。

○【小川宏美委員】 本陳情は採択の立場で討論いたします。

明和マンションの裁判の最高裁判決を出されまして、市民の景観利益を認めるという画期的な判断に基づいて、自分たち市民の景観利益をどう分譲富士見台団地の問題で国立市が受け止めてくれるのかという切実な訴えを、今回は受けたんだと思っております。

4割の少数といいますが、4割というのは果たして少数でしょうか。ほぼ過半数、建て替え推進決議の過半数による可決からすると、ほぼ拮抗しているような部分があるように感じられました。国立市まちづくり条例から見ると、この4割の意見を今回の運用規定の中で、第85条において聞くことはしませんでした。大きな課題を突きつけられたのではないかと私は考えています。

そもそもずれがトラブルになっていること、条例と法律の関係性、また私が質疑いたしました、国立市総合オンブズマン条例の第22条第4項の尊重義務に違反しているという問題も含めまして、数々、経過の中で問題が明らかになってきました。そして、今は紛争が当事者間の民事調停という形にもなっていることが明らかになっています。

このような事態は看過できないのではないかと考えます。条例の改正にいくのか、また条例がありながらも運用がきちんとなされていない問題は、明らかに行政としては反省すべきことが多いと考えます。今回の問題を受け止め、まちづくり条例の早急な見直しに進むべきだと考え、採択と致します。

○【藤田貴裕委員】 それでは、採択の立場で討論したいと思います。

先ほど法務担当課長は、一般論としてはできると。都市計画課長は今回はできないということで、行政内部でこのように割れているような状況でしたら、法改正をしてちゃんとできるようにすることとはとても大切だと思いますので、採択をしたいと思います。

住んでいる方もいろんな意見があると思うんです。高い建物を建てて自分の負担を減らして、建て替えをしたいという人もいれば、さくら通りの景観に合ったすてきな建物を建てて、いかにもさくら通りだなという建物に新しく住みたいとか、多種多様なニーズがあると思います。それを審議会の場で発言できなかったというのは問題だろうと思いますので、採択します。

○【香西貴弘委員長】 意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、本陳情は採択と決しました。



議題(3) 陳情第13号 富士見台団地建替え事業に関する国立市都市整備部とまちづくり審議会についての陳情

○【香西貴弘委員長】 次に、陳情第13号富士見台団地建替え事業に関する国立市都市整備部とまちづくり審議会についての陳情を議題と致します。

陳情者から趣旨説明と、お手元にございますとおり、資料配付をしたいとの申出がありますが、これらを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いいたします。趣旨説明は簡潔にお願いを致します。

○【山本隆夫陳情者】 こんにちは。山本隆夫と申します。陳情第12号で富士見台団地建替え事業について審査していただき、ありがとうございます。それで、引き続き、陳情第13号、第14号も、どち

らかという富士見台団地に関連した陳情となります。陳情者3名、連名として書いております。私たち3人は、お二人が富士見台団地に住んでおられて、私は近隣、七、八百メートル離れたところの住民です。

私が中学校1年でしたか、その頃、富士見台団地は完成しました。富士見台団地建替え事業に関する国立市都市整備部とまちづくり審議会についての陳情を御説明します。

大規模開発事業である富士見台団地建替え事業について、まちづくり審議会において、皆さん御存じのように、今年3月まで約1年間6回にわたり議論されてきました。主な議題は、国立市まちづくり条例第53条において、建築物の高さの限度を19メートルと規定している当該敷地において、富士見台団地建替え事業が特例基準の25メートルに緩和する条件である「良好な地域環境の創出に特に寄与すると認める開発事業」と認定し得るかについての問題です。

事業者は、まちづくり条例の規定を守って建築物の高さを19メートル、6階建てで計画すると、緑地などを十分に確保することが難しいために、良好な景観をつくるために、建物の高さを特例基準の25メートルとする緩和の適用を受け、8階建ての集合住宅とする建替え事業案にしたい旨主張しました。

皆さんお手元の資料1を御覧ください。これが8階建て建替え事業案の配置図及び1階平面図です。このようにさくら通り南側に面して通路の幅約10メートルの間、離隔距離はあるんですが、約230メートルもの長い、しかも8階建ての建物が続く案を事業者は提出したわけです。当該計画に関して、景観、外部空間、緑地、植栽、公園設置等に関して、審議会委員と事業者及び設計代理人との間で議論、協議が重ねられました。そして、第18回まちづくり審議会、それは今年の3月30日だったと思います。において複数の審議委員が改善する項目が何点かあることを指摘しつつも、事業者が景観、土地利用計画、緑化の面で、現時点では民間の計画としては最大限の配慮を行ったと評価して、建築物の高さの限度を特例基準の最大25メートルに緩和する条件を満たしていると、審議会の会長である福井恒明氏はまとめました。

そして、まちづくり審議会は、富士見台団地建替え事業についての答申を国立市長へ5月10日に提出しました。まちづくり審議会は結論として、諮問事項である「大規模開発事業と高さの特例基準の適用について」に関しては、『さくら通り面する住宅棟（S3棟）——資料1のS3棟を御覧ください——の長大なボリュームの緩和について長く審議してきたが、S3棟の外壁を一部ずらすことや上層、つまり6階、7階の住戸をセットバック（後退）するなど、十分な対応とは言えないものの、ボリューム感の一定程度削減を図っていること、及び事業者が示した景観上問題が大きい6階建て案と比較したとき、8階建て、高さ25メートルの建替え計画案が優れているとして、良好な地域環境の創出に寄与すると判断して、高さの特例を認める。ただし、建物の素材、色彩、形状の工夫、接道部の緑化などボリューム感を低減する方針を堅持することを要請する。多くの課題があるので、適切な時期に審議会に報告することを求める』（要約）と結びました。

次いで、国立市長永見理夫氏はまちづくり審議会の答申を受けて、附帯条件を挙げながらも建築物の高さの限度を19メートルから特例基準最大の25メートルに緩和することを認める指導書を、事業者へ5月18日に交付しました。

昨年4月から6回に及ぶまちづくり審議会の議論を今振り返りますと、建物の高さの限度を緩和することによって富士見台地域周辺の景観に少なからぬ大きな影響を及ぼしかねない事態を招いていることには、2つの大きな問題があると考えます。

第1の問題は、まちづくり審議会において建替え事業案（8階建て、高さ25メートル）が「良好な地域環境の創出に特に寄与すると認める開発事業」であることを説明するに際して、事業者はまちづくり条例で規定されている高さ19メートル、6階建ての計画案のボリューム模型と比較して——ここに6階建てのボリューム案をまちづくり審議会に持参したわけですから——そのボリューム模型と比較して、高さ25メートル、8階建ての建替え事業案の景観の優越を挙げたことがあります。

しかし、ここで吟味しなければならない課題が3点あります。

まず1点目は、事業者が建替え事業案（8階建て、高さ25メートル）が「良好な地域環境の創出に特に寄与する」ことを述べるに当たって、現在の富士見台団地が備えている景観の特質や価値を的確に評価していないことです。現在の富士見台団地（分譲エリア）の写真に8階建て、高さ25メートルの建替え事業案をモンタージュした写真が皆さんのお手元の資料2、資料3にあります。

例えば資料2の左側の写真は今年の初めに撮った写真ですが、5階建ての団地の建物が並んでいます。さくら通りに沿った植栽は剪定されたということで、葉っぱも落ちておりますが、建物と植栽の高さがほぼ同じだということがお分かりになると思います。それに比べて右側のほうは、8階建ての案をモンタージュ、モンタージュしたのはピンクの部分になっています。8階建てになりますと、このくらい高くなります。皆さんお分かりのように、ケヤキの植栽の頭から3階分が出ているということで、かなり景観の圧迫感があるのではないかと思います。同様に、下のほうはさくら通り東側からの景観ですし、次の資料3では敷地の真ん中の南北の貫通道路の部分でモンタージュした写真と併置しております。

このように、8階建ての案となると、かなり圧迫感があるという議論が十分になされていないような気がします。

2点目は、事業者が比較の対象に提示した6階建て、高さ19メートルの計画案が、富士見台第一団地の管理組合の住民の間で説明や検討、議論がなされないまま、まちづくり審議会において、6階建て、高さ19メートルの計画案のボリューム模型、100分の1ですから、4メートルぐらいの長さがあったと思いますが、を提示されたことです。富士見台団地分譲エリアの敷地は、第一種中高層住居専用地域で建蔽率50%、容積率150%でございます。この条件で、5階建て、もしくは6階建て、高さ19メートルの快適な生活環境と良好な地域環境を形成する集合住宅が可能であることは、皆さん資料4及び資料5の実施例を御覧になってください。

これは東京都内における、同様に容積率150%以内の集合住宅の例です。野村不動産の担当した計画もでございます。これを御覧になってみると分かるように、5階建て及び6階建て、あるいは4階建てでも150%で良好な地域環境の集合住宅が造られる。あるいは現在計画されている8階建ての集合住宅よりも、コミュニティーあるいは分譲面の価格においても有利なものができるのではないかと私は思います。

まちづくり条例の建築物の高さの限度19メートルを守りつつ、良好な生活環境や地域の環境を創出することが可能であることを、事業者は富士見台団地建替え事業の計画案の作成に当たって十分に検討していたのかが問われるべきです。また、まちづくり審議会において議論されたのでしょうか、一体。私は大きな疑問を持っています。

国立市長永見理夫氏は、さきに挙げた事業者への指導書の中で、団地関係者との丁寧な話し合いを行った上で建替え事業を進めていただきたい旨、富士見台団地管理組合に提言しています。富士見台団地分譲エリアにお住まいの方で、建替え事業に必ずしも賛成ではない方に対して、建替え推進委員会

の方々が富士見台団地から退去を促すような調子で話しかけたり、また非賛成派の方が建替え事業に関する質問をしても、事業者の方々がほとんど答えようとしないうる事態が少なからず発生していると聞き及びます。国立市の市長を含めた行政幹部、そして都市整備部都市計画課の担当者は、事業者の以上のような姿勢を把握した上で、是正するよう指導しているのでしょうか。

3点目は、景観とまちづくりを大切にを進めていくこの数十年にわたる市民の活動や、都市政策の一貫性を失いかねないことです。皆さん資料6を御覧ください。これは国立市まちづくり条例において、建築物の高さの基準がまちづくり条例の中で規定されています。富士見台地区は、御覧になれば分かるように、谷保駅や矢川駅周辺を除いて、高さ19メートルという黄緑色の色で塗られています。富士見台地区は住民や市の協力もあって、これまでまとまりのある美しい景観を形成してきました。さくら通りに面する一部地域、住居地域は確かに黄色になって、高さ19メートルとなっています。しかるに、富士見台団地建替え事業で計画されている高さ25メートル、8階建ての大規模高層建築が出現すれば、つまり資料7を御覧ください。

これは黄緑色の第一種中高層住居専用地域で、19メートルと規定されているのに25メートルとした場合には、この敷地がピンク色の範囲になるということです。そうすれば高さ25メートル、8階建ての大規模高層建築が出現すれば、現在の景観に大きな変化をもたらすとともに、まちづくり条例や国立市景観形成計画が構想している富士見台地域の景観やまちづくりが損なわれると予想されます。

以上の3点の課題を踏まえすと、事業者が建替え事業案、8階建て、高さ25メートルを良好な地域環境の創出に特に寄与する大規模開発事業と認めるという論理は、説得力を根底から失うことになります。

第2の問題は、まちづくり審議会の議論の在り方と答申の議論のまとめ方についてです。前述のように、国立市まちづくり条例第53条において、建築物の高さの限度を緩和する条件・基準が、まちづくり条例施行規則に規定されているものの、具体的かつ明確な条件・基準が明らかに示されていないため、審議会の委員と事業者の間の議論がなかなか深まらない事態を招き、約1年6回もの議論になりました。そのため、当該開発事業の高さ制限の緩和がこれからの富士見台地区再開発計画やまち全域のまちづくりに影響を与え、景観を損ないかねないことについての検討や議論が十分に尽くされていないことは、まちづくりやまちの景観形成についてのまちづくり審議会の議論が市民に説得を持つに至らない結果を招いています。

改善策としては、高い識見が求められる審議会委員の選定について見直すこと、また現在の委員構成では市民委員は3名とあります。市民が自らまちづくりを考えていくことが求められることから、市民委員を増員することを考えてもよいのではないのでしょうか。行政の中の諮問委員会や審議会、専門家会議が、役所の政策を進めるための御用機関として機能しているとの批判をしばしば私は耳にします。国立市役所として、かかる批判を被らないように、公正に審議会に諮問して、広く市民の声を聴く場を設けて、市民が主体として参画するまちづくりを展開することを強く望みます。さらに、まちづくり審議会のまちづくりについて市民に意見を聴く場を定期的に企画して、市民に開かれたまちづくりを進めていくことを望みます。

本来景観やまちづくりは、市民が長期間参画してつくり続け、やがてみんなに親しまれ、美しいまちに成長していきます。国立のまちづくりや谷保地区の景観も、多くの村民、町民、市民が、長い歴史にわたって限られた財政の下、つくり上げてきました。

「まちづくりとは、それぞれの地域社会の歴史的、文化的な個性を基礎にして、その地域に真に必

要なものを、そこに生活する人々（市民）が自らの知恵と活力で発見し実現していく創造的な過程である」。これは、まちづくりについて地域社会研究会がもう既に50年ほど前に提唱されて、市民主体のまちづくりが日本全国各地で展開されてきたのです。

富士見台団地第1期は、1965年に完成して、つまり今から56年前に完成して半世紀以上経過しました。以前は畑が広がっていた田園の風景が、今では団地の建物は時を経て、木々が大きく育ち、落ち着いた郊外の住宅の町並みを形成しています。それは、富士見台にお住まいの方や市民が育ててきた町並みとも言うことができます。建物の高さは都市の景観に決定的な影響を及ぼす。このことはとても大事なことから、緩和の条件が十分ではないのに建物の素材、色彩、形状など、付随的な要素の向上をまちづくり審議会が要求することは、まちづくりや景観の面からは本末転倒の判断をしていると言わざるを得ません。

以上述べてきましたことから、以下の2点を求めます。

陳情事項1、『高さ制限の緩和の特例を適用する条件を具体的、明確にすること、並びに高さ制限緩和の数値についてまちづくり条例の規定が適正であるか否かを検討し、必要であれば改正に着手する。』。

まちづくり条例第53条において、開発事業における建築物の高さの上限が定められ、審議会の意見を聴いた上で、市長が「良好な地域環境の創出に特に寄与すると認める開発事業」については、特例基準の数値に緩和すると規定されています。この緩和の条件は、近隣自治体の高さ制限の緩和の条件と比較すると非常に曖昧であることが、まちづくり審議会での議論においても良好な地域環境の定義が定まらないまま、議論が深まらない事態を招来しました。この弊害をたすため、高さの制限の緩和の特例を適用する条件を具体的かつ明確に明示すること、並びに高さ制限を緩和する高さの限度の数値について、現在のまちづくり条例の特例基準が適正であるか否かを検討、議論して、必要があれば改正に着手することを要請します。

2、『まちづくり審議会の審議委員の構成、選定の再考、市民委員の構成割合の増加を検討する。』。

まちづくり審議会の有益な運営のためには、審議会委員の構成、選定の再考、市民委員の構成割合の増加など、まちづくり条例の改正を検討して、並びにまちづくり審議会の議論について一般市民を含めた議論の場を要請します。

御清聴ありがとうございます。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。藤田委員。

○【藤田貴裕委員】 ありがとうございます。6ページの「近隣自治体の高さの制限の緩和の条件と比較すると曖昧である」などが書いてあったと思いますけども、ほかの自治体は緩和でどういう条件を明確に出しているのか、知っている範囲で教えてください。

○【山本隆夫陳情者】 皆さんに次の第14号の陳情の中の、例えば資料1を御覧ください。これは武蔵野市、お待ちじゃないですか。じゃ、それは私、口頭でお話ししましょう。

国立市の場合は、先ほど陳情第12号でもお話が出てきましたが、3,000平米以上の敷地の面積とか幾つかあるんですが、具体的に明確なことがあまり述べられてないです。それに比べますと、例えば武蔵野市では17メートルを緩和するときは20メートルまで、たった3メートルまでの緩和なんです。しかし、それについても敷地は5,000平米以上とか、壁面後退は道路境界線から5メートル以上、そして緑化についても各種まちづくり条例の緑化の基準を守ることとか、緑化面積50平米につき高木1

本を植えることとか、中木または低木を組み合わせた植栽とすること。また、ドライエリアの——ドライエリアは皆さん御存じだと思うんですけども、半地下あるいは地下1階の場合のような建物です。周壁、つまり周りの壁から道路までは2メートル以上取りなさいよと。あとまた、機械式駐車場については敷地境界、つまり道路境界から5メートル以上離しなさいよということが明示されています。しかも、このことがきちんと都市計画の高度地区で規定されているんです。

ところが、国立市の場合は、まちづくり条例において、しかも甚だ曖昧に規定されている。これは市民が理解するのも難しいし、建築専門家、設計者が把握するのもかなり手間がかかります。この辺についてはぜひお考えいただきたいというか、今のお答えが逸脱しているんだっらすみません。

○【柏木洋志委員】 そうしましたら、まず先に確認をさせていただきたいと思います。陳情事項の高度制限についてです。1の高度制限については、ほかの陳情の話はまた後でするんですけども、まず陳情第13号においては、今回の場合はまちづくり条例に明文化もしくは明確化していく必要があるだろうという趣旨でよろしいですか。まず確認を。

○【山本隆夫陳情者】 そのとおりです。現状を認めないといけないので、まちづくり条例において規定されていることは認めなくちゃいけないですし、まちづくり審議会もまちづくり条例の下に審議されていますので、まずそれを前提にした文章、あるいは陳情にしております。

○【柏木洋志委員】 ありがとうございます。

そうしましたら、もう1つなんですけれども、陳情事項の2つ目にある市民委員の増加もしくは市民が議論する場について伺います。御承知のとおり、今もまちづくり審議会は3人の市民枠がありますが、まずその市民枠を増加したほうがよかろうという話なのかというのが1つと、あとまちづくり審議会の議論について市民が議論する場が必要だろうという話が陳情事項にもあったかと思いますが、それは要するに、新しい会議体という言い方が正しいのか分からないんですけども、新しい会議体を持つべきという話だったり、もしくは審議会というのはまたちょっとあれなのかなと思いますが、そういう新しい議論の場を持つべしという話なんでしょうか。まず、そこら辺、確認を。

○【山本隆夫陳情者】 おっしゃるとおりです。まず、市民にまちづくりのための議論の場を設けると。これは国立市はややというか、かなり劣っているというか、タウンミーティングとか、あるいはまちづくり審議会で議論されていることを市民の多くに知ってもらう会議が必要だと思います。それから、市民委員が3人ということは、まちづくり審議会の今判断している項目が、かなりまちの景観に大きな影響を及ぼしかねないことは皆さんお分かりかと思いますが。そうしますと、市民の委員がそこに3人しか関与してないということはやはり問題だと思うので、市民の割合を増やしていただきたい。この2つです。

○【小川宏美委員】 よろしくお願いたします。今の質疑に重なるところもあるんですけども、まちづくり審議会の審議委員のことです。今、構成は、条例施行規則の中で、法律、都市計画、建築、環境、そして景観の学識の方が入っていますけれども、これに加えて、例えばどんな分野の方がまちづくり審議会に必要とお考えなんでしょうか。まず、そのことを伺います。

○【山本隆夫陳情者】 市民委員の割合を増やしていただきたいということがまず1つあるんですけど、分野としては、今、小川委員のおっしゃった分野で、特に私は他の分野というのはないんですけども、ただ、陳情第12号でも議論された陳情者の資格の件等について、今の審議委員とか審議会の会長、福井氏ですが、その辺の判断というのは疑義がかなりあるんじゃないかと思っていますので、審議委員自体の資格、識見といったものは、幾ら国立市が小さいまちだといっても大きく求められると思いま

すので、その辺をぜひ市役所及び市民も含めて、きちんと考えてもらいたいと思います。

○【小川宏美委員】 もう1つ伺いますが、今、市民委員の割合を増やすということが出ています。今3人いらっしゃるんですが、そのほかに団体推薦として商工会や農業委員会などからも入ってくださっています。私は、この団体の方々は市民の代表のお一人として出ていらっしゃるのかなと思います。純粋に市民委員にプラス団体推薦が入っているので、ここの辺でカバーしているのかなと考えていましたが、この辺り、変更・見直しとすると、団体推薦などについての御意見はお持ちなんでしょうか。

○【山本隆夫陳情者】 富士見台団地の建て替えというと、皆さんよく御存じだし、こういう景観だな。もちろん替えたり再築したりして新しい可能性を探るということは、私も建築をちょっとやっていますので、賛成という気持ちもあります。ただ、今までの景観というものを大事にしながらという議論が必要なために、まちづくり審議会も多分、景観の形成ということがあるんでしょう。そういう意味で市民、つまり毎日のようにそこで生活したり、通勤したり、あるいは通学で使ったりという皆さんいらっしゃるわけですね。それが3人というのはちょっと少ないのではないかと。

それから、今おっしゃっていた商工会関係の方ももちろん市民ですから、それも含めて今もし5人いらっしゃるすれば、それを6人にするのか7人にするのか、私は明快な答えを今持ち合わせていませんが、そういうことも検討する余地が、どうも今までのまちづくり審議会の議論の在り方を見ているとあるのではないかと思います。以上です。

○【小川宏美委員】 ありがとうございます。陳情文は非常に理念高らかに語られていまして、5ページの「本来景観やまちづくりは」というところで、「市民が長期間参画して作り続けて、やがて皆に親しまれて美しいまちに成長していきます」というところなんですけど、1975年の地域社会研究会の文章を引用されて、そして市民主体のまちづくりを日本全国各地で展開されてきましたというふうに書かれているんですけど、例えばどんな市民主体のまちづくりが全国各地で展開されたか、御紹介いただけるものがあれば教えていただけないでしょうか。

○【山本隆夫陳情者】 今、明快には言えないんですけど、その方の御本、ほかの方の御本も参考にしますと、北海道であれば池田町とか、多くの市民の方がそこでは賛成して、1つには簡単にまとまらないです、最初からは。やはり議論をしながら、合意形成を図りながら、また途中でいろいろ変化していく。国立市はおよそ100年前にまちの骨格はできたんだけど、それをずっとつくってきた歴史があると思うんです。でも、やがて今はその辺のプロセスが非常に弱くなって、国立市はまちづくりの後進国ではないかということ、昨年、仲間でシンポジウムを開いたときに指摘されたことがあります。ぜひこの辺は、後進国とは言わないです、また先進国とは言われなくても、まともにやっている自治体だと思われるように市民のほうも頑張りたいと思っております。

○【香西貴弘委員長】 よろしいですか。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、陳情者に対する質疑を打ち切ります。

ここで休憩に入ります。

午後1時51分休憩



午後2時10分再開

○【香西貴弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

それでは、当局に対して質疑を承ります。よろしいですか。関口委員。

○【関口博委員】 前に条例をつくる、じゃなくて、条例でなくて絶対高さ制限をつくるときに、都市計画法に基づいてつくろうとしたという経緯があったと思うんですけども、それができずに終わったというところがあったんです。そのときの経過はわかりますか。課長さんが前に答えていたと思うんですけど、今、すぐはあれかな。ごめんなさい。急だったのであれかもしれないけど。

○【江村都市整備部参事】 絶対高さ高度地区につきましては、関口市政の時代から平成24年頃まで検討して、佐藤市政の時代まで検討したという経過がございます。

当時、容積率400%以上のところに関しては厳しい中で、住居系のところには東京都の協議の中でも、他市の例外の可能性があるだろうということで検討はしてはしておりましたが、市の考えと東京都の考えで、法にすると市が思っていたよりも若干制限を緩くしなきゃいけないということがあったり、既存不適格の建物の問題があったりということで、絶対高さ都市計画法を諦めて、まちづくり条例による高さ制限と変えていったというような経過がございます。

○【関口博委員】 そのとおりだと思うんですけど、都市計画法に基づいてやっていると、東京都の助言というか、横やりというか、そういうものがあって、なかなかまちづくりに関して、基礎自治体の意見、あるいは市民の意見というのが取り入れられない部分があったという経過がありまして、先ほど陳情者の方が、国立は景観に対して後進国だと、その言葉自体があまりよくないんですけど、私はどっちかという、先進的にわざわざまちづくり条例という形に、少し曖昧さを残して、そこによって市民の意見を反映させるという形での法をつくったと記憶しておるんです。その辺のことは副市長、専門家なので、どんなふうに捉えているか、もし意見があれば聞きたいんですけども。

○【竹内副市長】 まちづくり条例というのは、各いろいろな自治体で設定しているところなんですけども、基本的には、その地域、地域と言いますか、自治体、自治体の特性というものを十分分析をし、把握をし、それに適合した条例をつくっていくという形で、基本的には、これは住民参加でやるということが決まっています。市民参加、住民参加でやるということが決まっていますから、そういう形でできたものがまちづくり条例と認識をしています。

国立市の場合ですけれども、恐らく他の自治体の条例と比較をしながら、それから、今ほど質疑委員からあったように、例えば東京都のほうである種の基準を持っていたり、そういったものと比較整合を図りながら、最も国立市に適した形で条例をつくったものという認識を持っているところがございます。

○【関口博委員】 そのとおりだと思います。その中で、特例基準を19メートルから25メートルにするということ、これは30%以上の高さ緩和ということになるんですけども、先ほど紹介があった武蔵野市なんか17メートル、20メートルか、そういう形で、30%以上の基準緩和をしているところというのは、日本の中でもそんなにないんじゃないかと、私の調べた中ではそういう認識を持っているんです。もしそういうことで、副市長のほうでそういう事例とかたくさんあるんですよと、いやいや、30%以上というのは結構あるんですという認識があるのかないのか、知っていらっしゃれば、何か。

○【町田都市計画課長】 申し訳ございません。近隣市の例ということで、立川市さんや武蔵野市さんとかの数値でございます。今回のUR敷地の分譲ですけれども、UR敷地ということで、国立市の場合は、建蔽・容積が50の150、高さが一般基準が19メートルで、特例基準が25メートルでございます。立川市さんのUR土地のところなんですけれども、建蔽・容積が60の200と、もう既に大きなものになっておりまして、高さの一般基準が25メートル、特例で30メートル、国立市の特例の25ではな

くて、立川市の場合は一般基準の25メートルでスタートしています。また、武蔵野市さんのほうですと、またUR敷地になりますけれども60の200、一般高さが23メートル、特例で26と38、ちなみに三鷹市さんのほうですと60の200で、一般基準が25メートル、特例については案件ごとの判断ということになっております。以上でございます。

○【関口博委員】 今、私がお聞きしたのは、近隣市でいろいろと商業地域のあれで高くしなきゃいけないというか、思惑があるというのがあって、景観よりも商業という形で特例をつくっているところが多いと思っているんですけれども、全国的に見たらそんなにあるわけではないと、私の調べの中ではあった。今、副市長、手を挙げていただいていたけども、認識としては、どんな感じなんでしょうか。

○【竹内副市長】 申し訳ないんですが、詳細には、私も事前に調べておりませんので、その状況というのは詳しく申し上げることはできないんですけれども、1点だけ、ここで答弁していいかどうかというのはあるんですが、先ほど関口委員のほうから、あえて絶対的な高さを設定しないで、ある程度の余力、何と言うんでしょうか、アローワンスを残しておくというような御発言があったと思うんですけれども、そこには非常に大きな意味が私はあると思っております。それは一律基準として決めるというメリット以上に、そのアローワンスの中で、いかに地域に合わせた、例えば今回の場合ですと緑地であるとか、あるいは建物のセットバックの距離を何メートルにのささいと事前確定的に決めるのではなく、それこそ住民参加の中で適正な数値を導き出していくという形が望ましいという発言があったと思いますが、これは本国立市の条例の1つの特徴につながっているんだろうと思っております。

○【石塚陽一委員】 当局にお尋ねしたいんですけど、審議会のお話がさっきから、この陳情で出ているんです。現在の審議会の委員の構成、例えば、構成の中に学識経験、学識経験のところにも本当の学問的な知識から出るところ、あるいは業界的な団体から選ばれる方、そしてまた純然たる市民の方という形で出ておりますけど、現況、まちづくり審議会の中で、13名の方たちの動きというのはどんなものなんでしょうか。例えば問題意識を全て持って、皆さん方が必ず参加して発言するような体制になられているんでしょうか。

○【町田都市計画課長】 今、委員さんおっしゃられましたとおり、この審議会はかなり専門的なことを多く取り扱う会議でございますので、建築、都市計画、色彩、景観、緑化、そのほか、各団体の推薦の方と、条例上、学識経験者10名以内、市民3名以内という条例で運用しております。計13名ですけれども、皆様、学識経験者でございますと、その分野の専門でございますので、案件、案件によって御自分のテリトリーの範囲の学識者の方の見解を聞きながら進めております。市民の方も、公募で来ていただいております、市民目線で意見等を頂いている、そのような形でございます。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。そうしますと、学識経験で選ばれている方たちの中に、先ほど言われた純然たる市民枠で出ている市民の方以外にも、市民に位置づけされる委員さんはいらっしゃるんでしょうか。

○【町田都市計画課長】 先ほど、学識経験者の中の団体推薦と申し上げましたけれども、農業委員会さんとか、あと商工会さん、あと東京都の宅地建物取引業協会さんのほうからの推薦、この団体からの推薦の方につきましては市民の方ということになっております。

また、そのほかの学識の中でも、市民の方を多くお願いしている中で行っておりますので、純粋な市民委員としましては3名ですけれども、市内在住ということであれば半数以上の方が、13名のうち

9名の方が今現在、市民の方でお願いしているところでございます。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございます。

そうですね。そのように、ただ表面的市民枠で出ている3名以外にも、現在6名の方が学識でありながら市民という立場も兼ねているということになれば、まちづくり審議会の中で、本当に市民の声を反映されていると。

あと、もう一点、お尋ねします。まちづくり条例の第53条のところに、高さ限度は、先ほどから言っている19メートルを25メートルに緩和して、良好な地域環境の創出に特に寄与すると認める開発事業ということが書かれておりますけど、認める開発事業と認定されるようなものについて、どんな状況のことを指しているんですか。

○【町田都市計画課長】 認定の、まず基準をお話しさせてください。条例上、特例適用には5つの判断基準がございます。

1つが広い土地ということで3,000平方メートル以上。2つとしまして、6メートルの道路に接していること。また、3としましては、境界線からゆとりの空間を確保してくださいと。4つ目としまして、公開空地により安全な空間を創出してください。5つ目としまして、市長が必要と認める要件。この5つが判断の基準として、設けさせていただいております。こちらを、数値等を頂きながら、計画の内容を見ながら、今、委員さんがおっしゃられましたとおり、良好な地域環境の創出に特に寄与すると認める開発事業であるか、こちらについて時間をかけて丁寧に審議し、また、判断してきたところでございます。

認める開発事業になるのかということでございますけれども、今回、19メートルで、必ず必要戸数というか、建てたい容積率に戸数が条件とありますので、必要戸数を確保するために同じボリュームを高さ19メートルにした場合、同じボリュームを低くするわけで横に広がってしまいますので、例えばですけども、さくら通りからの離れなどが少なくなります。また、緑地面積も少なくなるなど、また、横に広がって、北側のほうにも建てるようになりますので、北側の離れも少なくなりまして、北側住民への日影の影響などが大きくなってしまふ、そういうことも懸念しながら、本計画は建物の高さを上げることで、さくら通りをはじめとした周辺からの距離を取ることができます。

それによって生み出された空間を使って、例えばですけども、今現在、近隣の方が御利用されています南北通路や、あと歩道上空地、先ほど公開空地と申しましたけれども、例えば東、北、西面については、新たに2メートルか2メートル50の歩道の確保をさせていただいております。また、地域貢献施設としまして、保育園の設置や、あと雑木林の生態系、こちらは緑の基本計画のほうで、この地域においては雑木林の再生をぜひ努めていただきたいという計画になっておりますので、その辺についても、敷地内で雑木林の生態系の再生なども行っていただいております。

そのほかにもございますけれども、以上のようなことを鑑みながら、良好な地域環境に創出すると、特に寄与すると判断しているところでございます。以上です。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。そうしますと、まちづくり条例の中で開発事業の基準ということで、第49条の開発行為における公園等の基準を踏まえた中で、都市計画法に基づく基準というのが今、明確に出てきていると思います。それから、第53条のところの建築物の高さ、これの条例から見ても絶対高さで改めて現況、今のところ、新しい条例的な制限を設ける必要はないという認識でもよろしいですか。

○【町田都市計画課長】 新たなというか、曖昧という言葉を頂いたんですけども、先ほどの5つ

の条件の中で、1つ目と2つ目については3,000平米で6メートルということですので、数値で判断が可能かと思えます。3つ目、4つ目、5つ目については、数値での表現はしておりません。一律に数値にしてしまうよりも、その土地、立地条件や土地の形状などによって、ケース・バイ・ケースとなることが非常に多いものでございますので、その都度、事業者と市の担当のほうと協議を重ねながら、その場所、そのまちに合ったような最良の計画、数値を導き出すような運用を今現在行っております。

また、最後の5つ目の市長が必要と認める要件、こちらも市長が認めるということで、事業者と内容によっては庁内の担当部署と個別に必要な要望等を、事業者と個別に協議しながら、これができるか、あれができないかという協議も決めながら、進めながらつくって来ました。そういうことですので、全てが数値化されている場合、時にはその数値をクリアしているからもういいだろうということでも何も言えなくなるようなことも多々あるかとは思いますが、その辺を避けるために、あえて、3、4、5につきましては数値的な、定量的なものは定めずに運用のほうを行っております。

また、この内容につきましては、近隣市と比べてもかなり厳しい数値となっております。こんなことを言うのであれば、非常にまた手間がかかる条例内容になっておりますけれども、その辺を丁寧な、担当のほうも一生懸命、よりよいまちになろうということに貢献できるように、努力しながら条例を運用しておりますので、現在としましては、この中で一生懸命やっていきたいと考えております。以上です。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございました。今、いろいろお答えいただいた中で、今回、陳情書に書かれている中の問題点のところが分かりました。どうもありがとうございます。

○【小川宏美委員】 よろしく申し上げます。

今、おっしゃいました、近隣自治体と比べても国立市の条例と、また5つの判断というものが、形状的にしていなくても非常に厳しいものになっているというのを具体的に教えていただけますか。どう厳しいんですか。

○【町田都市計画課長】 例えば、1つ目の3,000平米以上という大規模な土地につきましては、近隣でも3,000平米以上、また、5,000平米以上という市もございます。例えば、悪く言う意味ではございませんけれども、近隣市では境界線からのゆりの空間、要するに壁面後退です、これが2メートルとか5メートルとか、そういう基準を設けている市もございます。今回、国立市としましては、また、さくら通りという非常に貴重な道路沿いでございますので、度重なる協議の上、今回の案件につきましては、7メートルから10メートルという数値を導き出ささせていただきまして、計画を進めているところでございます。

また、公開空地についても、近隣市では、例えば緑地何%、8%や5%、10%というのがあるかと思うんですけれども、今回、国立市の場合は、数値は設けておりません。しかし、それも安全な空間の創出という4つ目なんですけれども、それについては、先ほど申しましたとおり、東、北、西面を2メートル以上の歩道の創出、また、ビオトープや、先ほど申しました雑木林の再生、また、さくら通り沿いには緑地を多く配置していただいて、ポケットパークなどもできるような公開空地を供出していただいております。結果としましては、他市を悪く言うつもりはございませんけれども、数値で定めるよりも、時間はかかりますけれども協議していただいたほうが、今、私が申しましたような結果となっているかと考えているところでございます。以上です。

○【小川宏美委員】 他市と比べてそうだという言い方と、協議しながら進めてよりよくなったとい

うのが、国立市の恣意的になっていないかどうかというか、そのところの結論は、反論が出ていることが今回の、分かりづらいというんですか、よりよいというか、曖昧であって基準がないために、ある見方によってはそれに異論があるということも見られてしまうので、条例の改正を求めているのが今回のものなんだと思うんですが、そのことについてどういう御意見がありますか。

○【町田都市計画課長】 恣意的ということではございませんけれども、この内容につきましては、市が要件としていろいろお話をさせていただいております。けれども、最終的には、まちづくり審議会のほうで十分審議をしていただいて、第三者機関の目で答申等も頂きながら進めているものでございますので、私はこのやり方が、ちょっと大変ですけれども最良かと考えております。

○【小川宏美委員】 審議会でも十分議論したということでしたけども、現在の学識の専門性と、そして団体推薦と市民枠は13名というのでは、今のところ、見直す必要はないというお考えでしょうか。

○【町田都市計画課長】 繰り返しになりますけど、学識経験者10名以内、市民3名以内と条例上に定めております。また、国立市附属機関等の設置及び運営に関する要綱というのがございます。こちらでは、各種審議会については原則10人以内という明記がございます。しかしながら、都市計画審議会も13名、また、まちづくり審議会も13名ということです。市としましては、マックスの数字として、13名を考えております。

先ほども繰り返しになりますけれども、ハード的な、かなり専門的な案件を取り扱うところでございますので、専門委員は10名ということで、市民の人数配分については妥当なものと考えております。以上です。

○【小川宏美委員】 判断は分かりました。

そして、陳情事項の1にありますところのまちづくり条例、武蔵野市のように、具体的に壁面後退、緑化、公開空地、ドライエリアなどなど、陳情者もおっしゃったような事柄を、まちづくり条例にあえて書かないほうがいいと、あるいは書いてもいいと、その辺の御判断をもう一度お話しください。

○【町田都市計画課長】 先ほど関口委員もおっしゃられていましたが、この策定当時、策定される以前から、国立市の基準というのは近隣市に比べて非常に厳しいものがあつたかと思えます。その数値をあえてここに書くとなると、先ほどもあつたかもしれませんけども、数値として表すには少し緩いといえますか、大きめというか、緩めの数字を提示するようなことも多々ありますので、そこをあえて数値を書かずに、より厳しく——厳しいという言葉は悪いようですけれども、協議の中でよりよいものを導き出すということを考えて、こういうつくりになっていると思えます。

策定時、他市などの参考を十分にした中で、市民も交えてパブコメ等を行いながら、十分議論して条例の内容を定めてきている経過がございます。市民の意見や、もちろん議会のほうの御意見も聞きながら、時間をかけてつくられてきた内容でございますので、現在はこの運用で進めていけたらと考えております。以上です。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。関口委員。

○【関口博委員】 この陳情に関しては、一部採択をしたいと思います。1番を採択、2番を不採択ということで、理由を申し上げます。

1番のほうの採択の理由なんですけれども、今、質疑に対する答弁を聞いていまして分かりますように、まちづくり条例の特例基準で、まちづくり条例で高さ制限をするというほうがまちの特性、

歴史、風土、そういうものも勘案することができるし、それから市民の意見を聴くことができるという意味で、まちづくり条例で高さ制限というものをやるほうが私はいいと考えています。都市計画法でやるという御意見もあると思うんですけども、そうすると、まちの特性が壊されるという部分があるかなと判断しています。

そういう意味で、1の陳情項目は、まちづくり条例の特例基準が適切であるか否かを検討すると、このところ、まちづくり条例の中での特例基準が適切であるか。さっき私が申しあげましたように、19メートルから25メートルに特例基準を緩和するという、30%以上緩和するということについては、もう少し考えたほうがいいのではないかという思いがあります。これについては議論をしていたらと思うので、陳情事項1のことについては採択。

2については、今まで説明されてきましたように、審議会委員の構成等は専門委員、それから市民委員も十分入っていると思っています。ただ、要望の中に、一般市民を含めた議論の場をとというのは、これはそのとおりでありまして、一般市民を含めた議論の場をもう少し持ってもらうほうがいいかと、ただ単に、パブコメだけではなくて、今は難しいんですけども、対面でもって議論するような場というものをやっただいて、景観行政が後退するようなことがないように、市民参加をこういう場でしっかりとしていただきたいという思いもあります。

ただ、審議会、委員会の構成、選定の再考とかということについては、十分配慮されているのではないかと思いますので、2番については不採択と考えて、一部採択と致します。

○【石塚陽一委員】 陳情第13号、富士見台団地建替え事業に関する国立市都市整備部とまちづくり審議会についての陳情については、不採択の立場で意見表明いたします。

この陳情者が求めている事項の1番目として、高さ制限の緩和を適用する条件を具体的かつ明確にして、高さ制限緩和の数値について、まちづくり条例の規定が適正であるか否かを検討とありますが、まちづくり条例の第53条において、建築物の高さの限度を19メートルと規定していて、かつ、緩和施策として、特例基準では25メートルと定めている範囲内での適用であるならば問題ないと思われま

す。ただ、良好な地域環境の創出に特に寄与すると認める開発事業としての課題については、それぞれの地域における大規模開発事業と、高さの特例基準の適用の範囲において示されるものであり、当面の建築行政面における審査基準に異存がないものと思われま

す。また、2番目のまちづくり審議会の審議委員の構成、選考の再考、市民委員の構成割合の増加については、一部再考の余地はあると思われるが、現在、他の各種審議会委員数などの状況を勘案しても、現在の13名程度で十分審議を尽くし、かつ民意を反映できるものと思われま

す。ここで私が提言できることは、各種学識経験者として提案される委員の資質は十分考慮すべきと考えま

す。なぜなら、各種団体に委員の選出をお願いしても、その方がその分野に精通しているかどうかの判断と併せ、何ら発言もなく、問題意識を発揮されないケースがあるとも耳にしております。これでは委員としての務めと併せ、市民の皆さんの信頼を得られるかどうかを問われかねないことも考慮すべきであると思われま

す。よって私は陳情第13号については、現在の時点では、残念ながら不採択とさせていただきます。

○【柏木洋志委員】 陳情第13号については、一部採択の立場で討論させていただきます。陳情事項1については採択、2については不採択の立場で討論いたします。

本陳情事項、1について、まちづくり条例において高度の制限、これの明確化をすべしということ

については、そのとおりであると考えます。この適用基準の明確化というものは必要であるということに考えます。もう1つ、言い添えておくことは市民の声、また思い、意見等が反映される形が必要である、必要であろうということを言い添えて一部採択、陳情事項1については採択、2については不採択の意見とさせていただきます。

○【青木健委員】 それでは、私は不採択の立場から討論させていただきたいと思いますが、陳情者に大分、辛辣な御意見も賜りまして、ありがとうございますと申し上げるべきなのかどうか分からないですけど、当初はまちづくり後進国という言い方だったんですか。ということでございましたけど、このたびの国立駅前ですよ。JRとの土地交換の締結に至るといようなことを見ましても、私は本市というのは、まちづくりの先進市だと自負をしておりますので、そういう立場から討論させていただきたいと思います。

まず、19メートル計画、25メートル計画のほうが良好な地域環境の創出に特に寄与すると認める事業という点について申し上げたいと思いますが、必要戸数を確保するために、同じボリュームを高さ19メートルにした場合、低く横に広がることからさくら通りからの離れも少なくなり、緑地面積も小さくなります。また、北側の離れも少なくなることから、北側住民への日影の影響が大きくなってしまおうと思います。本計画は建物の高さを上げることで、さくら通りをはじめとした周辺から建物までの距離を取るとともに、それによって生み出された空間を使って、南北通路や歩道上空地の確保、保育園の設置、雑木林の生態系の再生、敷地北側への日影の配慮、さくら通りの景観への配慮が可能となるなど、良好な地域環境の創出に特に寄与するものであると思います。

また、文中実施例では、どちらも低層大規模高級マンションであり、今回の計画の絶対条件と言っている必要戸数を確保するためには、4階建てではあり得ませんし、19メートル6階建てにすると、今申し上げたように横に広がってしまうという弊害を生んでしまいます。これらの点に関しては、特例基準の適用について、1年間審議会において十分審議をされたということであり、私は必要な議論がなされたと考えるわけであります。

また、さくら通りの一部地域は22メートル以下で、大部分が19メートル以下という規定ということについてですけど、さくら通り沿道の用地、用途地域は、URと矢川上公園以外は、ほとんどが第一種住居地域であり、容積率300%、高さ基準は22メートル、特例で28メートルとなっております。よって、これは前提となる条件がそもそも違うものであると私は考えるものであります。

また、陳情項目2についてです。先ほど答弁もありましたけど、現在の委員構成を見ますと、公募市民以外にも各種団体推薦として多数の市民が参画しており、13名中9名が市民であります。また、国立市附属機関等の設置及び運営に関する要綱では、原則10名、都市計画審議会は13名と考えますと、まちづくり審議会においても13名が上限であり、これ以上の増員は難しいものと私は思います。

よって、本陳情については、不採択とさせていただきます。

○【小川宏美委員】 本陳情を一部採択、陳情事項1を採択とし、2を不採択とさせていただきたいと思います。

2は必ず1と連動しているわけで、なかなか不採択にすること、心苦しかったんですけども、今の現状の中での団体推薦のことも含めて、市民委員の方、そして、現状の専門をお持ちの方に闊達な御意見を頂きながら、今以上に、傍聴していても思いましたけども、本当に発言される方は限られた方になっていたようにも思いますので、そこのところは、会の運営を、会長をはじめとして、事務局も含めて闊達にさせていただきたいことをお願いしたいと思いますが、現状は、今のところ、手をつけ

るには当たらないと思いました。

1に関してですけれども、富士見台団地分譲に関して、特に今回、資料が充実していたと思います。建蔽率50、容積率150以内の、都内の同じ不動産が手がけるものも含めて、非常に豊かな町並み形成をしているマンションを示していただきました。こういった例が審議会で果たして議論されたのかどうか、最初から19メートル5階が劣っているような形で示されて、8階ならいいだろうという形で進んでいったのではないかという陳情者のお考えは、こういった実例を知っているだけにお持ちだったんだと、本当に深く納得いたしました。

そして、今回陳情を出された主な点として、富士見台という地域が、ここがさくら通り以外は本当に高さ19メートル以下に一体的になっていまして、その団地にお住まいの方々のお声も聞きます。本当に緑豊かなまちを形成しています。そこが今回、分譲の地域のところの緩和が、30%以上の緩和、6メートル一挙に上がるということになれば、一部が壊れて崩れていきます。そのことの懸念から、中学1年のときに富士見台団地が造られたというお話が最初にありましたけれども、そこからずっと町並みを見てきた方からの非常に深い陳情の御提案だったと思っております、それを真摯に受け止め、まちづくり条例の、ここでの改めての特に高さ制限の緩和の条件の見直しを、他市の例の認可の面で見直して行っていただきたいと思えます。

一部採択と致します。

○【藤田貴裕委員】 それでは、一部採択の立場で討論したいと思います。

まず、1番については採択と致します。高さの緩和をする際、数値化するメリット、デメリットというのは本当にあると思います。ただ、国立らしいまちづくりをしていくためには、たとえ時間がかかっても、その町並みに合った建物を建てていただくと、そのためにしっかりとした対応をしていく必要があるだろうと思います。単純に数値化しちやいますと、答弁でありましたとおり、もうクリアしているんだからいいでしょうという話になってしまいますので、その場所、場所に合った建物になるよう、景観行政をしっかりと発表していただきたいと思えます。

2は不採択なんですけれども、先ほど陳情書の中にも、あるいは「そよ風」の中にも、特定の委員の発言ですとか振舞いについて少し書かれています。そういう中で、2は採択できませんので、2番については不採択にします。

○【香西貴弘委員長】 意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

本陳情を一部採択とする意見、取扱いがございますので、まず、本陳情について、項目ごとに採決を行うか決定を致したいと思います。

お諮りいたします。本陳情について、項目ごとに採決を行うことに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、本陳情は項目ごとに採決を行うことに決しました。

なお、陳情事項ごとに採決を行いますので、挙手につきましては十分御留意願います。

それでは、本陳情のうち、陳情事項1を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、本陳情のうち、陳情事項1は採択と決しました。

次に、本陳情のうち、陳情事項2を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手なし。よって、本陳情のうち、陳情事項2は不採択と決しました。

確認のため申し上げます。ただいまの項目ごとの採決の結果、陳情事項1を採択としましたので、本陳情は一部採択であります。



議題(4) 陳情第14号 建築物の高さの基準とまちづくり条例に関する陳情

○【香西貴弘委員長】 続きます、陳情第14号建築物の高さの基準とまちづくり条例に関する陳情を議題と致します。

陳情者から趣旨説明と、お手元にございますとおり、資料配付をしたいと申出がありますが、これらを受けることに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いします。趣旨説明は簡潔をお願いを致します。

○【山本隆夫陳情者】 再び、山本です。

私も疲れておりますが、皆様のほうが10時から参加されていますので、非常なお疲れだと思います。申し訳ありません。

建築物の高さの基準とまちづくり条例に関する陳情を御説明します。今、お話ししましたように、富士見台団地建替え事業については、いろいろと今、議論を重ねてきました。それで、まちづくり条例と都市計画に関する、これは先ほどの委員の中から先立って発言されたので、重なる内容なんです、いろいろ問題点に気づいてまいりました。

さらに、今年の中頃ですか、まちづくり審議会の審議委員のある方から連絡がありまして、富士見通りの中、中二丁目マンション計画について、どうも建ててもいいと。それも12階建ての高さ40メートルある建物なんです、その建物が富士見通りの駅前広場から七、八百メートル行ったところに出てきた計画です。それについて、まちづくり審議会で議論しているんだけど、もう1回の議論でゴーと、オーケーという話が出てきたので、私のほうに連絡がありまして少し調べてもらえないかという話がありました。その話を聞いて、調べてみるうちに、これは国立市まちづくり条例に存在する、あるいは内在する問題であるのではないかと思います、この陳情を致します。

さて、始めさせていただきます。国立市においては、高度地区という建築物の高さの基準の上限及び高さの基準の緩和について、国立市まちづくり条例に規定されています。今、議論してきました。しかし、このことは我が国の地方自治体にとっては異例です。一般に地方自治体、区市町村、例えば、近隣自治体としては、立川市、府中市、武蔵野市、三鷹市、ほかにも挙げれば切りがないんですが、などにおいて、建築物の高さの制限は都市計画の中の高度地区という項目で定められていて、緩和特例についても条件が、先ほど申しましたように明示されており、その上で、建築審査会での議論が必要と規定されています。

資料1を御覧ください。例えば、武蔵野市では、都市計画において建築物の高さの限度が17メートル地区に対して、20メートルに緩和する条件として、資料1にある条件が、先ほど申しましたように明示されています。立川市の都市計画においても、これは資料2のほうですが、建築物の高さの限度が20メートル、第1種高度地区に対して、25メートルに緩和を認定する条件として、条件が資料2にあります表のように、きちんと明示されているわけです。

一般建築物よりも厳しい日影規制が適用され、また、公園の創出と整備として8%以上の面積が求められています。さらに、両市において、市長は必要に応じて建築審査会の意見を聴くものと定められています。先ほど都市整備課長が緩くして、何とかいいものにするとおっしゃっていましたが、私

には詭弁に思います。やはりきちんとした基準、それは立川市より甘い基準であってもいいのかもしれないけども、きちんとした基準が必要だと思います。

ところが、一方、国立市ではまちづくり条例において、建築物の高さの限度が定められており、開発事業における建築物の高さを緩和する規定もそこで定められています。ここでは国立市の2件の大規模開発事業についてのまちづくり審議会の議論の問題を検証したいと思います。

大規模開発事業である富士見台団地建替え事業について、まちづくり審議会において、今年の3月まで約1年間、6回にわたり、議論されてきたことは皆様、御存じでしょう。主な議題は、国立市まちづくり条例第53条において、建築物の高さの限度が19メートルと規定されている当該敷地——これは資料3、先ほどの資料と重なります——において、富士見台団地建替え事業が、同条における特例基準を25メートルに緩和する条件である良好な地域環境の創出に特に寄与すると認める開発事業と認め得るか否かについての問題です。最大の問題は、建築物の高さの上限を19メートルから25メートルに緩和する、つまり25メートルに緩和すると資料4のように、この敷地がだいたい色のような高さ基準になって、町並みがそこで変わるわけですね。ある人から言わせれば、町並みが乱れる、今までの環境が変わるのではないかと、その辺の話合いがきちんとまちづくり審議会で議論されたかどうか、これが、また疑問なわけです。25メートルに緩和することが原因になって、街区ごとに建物の高さを一定に維持できなくなり、まちの美しい景観を失う事態になることと、それにもかかわらず、まちづくり審議会が景観についての多岐にわたる検討、考察を怠ったことである。

次に、富士見通りの中二丁目マンション計画についてお話しします。これは12階建て、表通りに面した集合住宅の大規模開発事業として、まちづくり審議会が今年6月23日に議論されました。敷地は近隣商業地域にあり、まちづくり条例の中で、さきの資料3の建築物の高さの基準にありますように、資料3の真ん中の上のほうに、中二丁目マンション計画敷地とあります。そこにグレーでずっと富士見通りの約3分の2まで行ったところがグレーのゾーンになっていまして、これは何と高さ無制限なんです。皆さん御存じですか。国立駅前広場、富士見通り、旭通りの路線商業エリア、谷保駅北口エリア、矢川駅北口エリアが商業地域や近隣商業地域と規定されていまして、容積率400%、一部国立駅前には500%なんですが、と設定されて、建築物の高さが無制限と規定されています。これも2016年、今から5年前ほどにまちづくり条例の中で規定されたわけです。

例えば、富士見通りや旭通りから通りの境界、道路境界線から20メートル入りますと第一種低層住居専用地域のところほとんどです。御存じのように、国立は95年前に開発されたときから、1階建て、2階建ての住居がほとんどで、しかも良好な建築環境、住宅環境が設定されて、また、それが国立の1つのよさとみなされてきたと思います。それなのに、表通りに12階建てで高さ40メートル以上の建築物ができれば、日影や通風の面から近隣の市民の方々の生活の質や町並みの劣化が現実のものになります。市独自のまちづくり条例ではなく——そう主張される元の市長がいらっしゃるんですけども、やはりここはきちんと議論して、国立市の希望、願い、構想を考えて、市独自のまちづくり条例ではなく、建築物の高さの限度や緩和の規定を、市民にとって共有の価値となり得るように、都市計画における高度地区として規定することにより、市民が育んできたまちづくりや景観を、今後も守り育てていくことができるよう要望します。

また、同時に、建築物の高さの緩和については、緩和の高さの再検討や具体的な条件を明示することを検討されることを要望します。かつて、10年ほど前に国立市は都市計画に、建築物の高さの最高限度の指定を盛り込むことを都市計画審議会に打診したと聞いています。先ほども市の方が、お話が

ありました。しかし、都市計画審議会や都の担当者は、国立市が以前に国立駅周辺の容積率の増加などを規定したと整合が取れないとの理由で、都市計画に建築物の高さの最高限度を規定することを拒まれたと聞いています。皆さん御存じのことですよね。都市の景観に決定的な影響を及ぼす建物の高さです。外壁の仕上げとかガラスの面積とか、そういうことじゃなくて、まず、高さをそろえるということが都市の計画、町並みの計画にとってはとても大事なことだと思います。その高さについての規定が都市計画で規定されていないことは、美しいまちづくりの維持や実現を阻害します。困難にします。また、日本の法令の中でも、建築基準法などの建築に関する法令は最も複雑で、理解が難しい法令のうちの1つと言われています。その上、まちづくり条例で、建物の高さについて規定することは、建築の専門家の労をいたずらに増やすだけではなく、一般の市民がまちづくりに関する法令を理解することを難しくします。

以上を述べてきましたことから、以下を求めます。

陳情事項は1つだけですが、今回は、『建築物の高さの制限に関する規定を都市計画の高度地区に明文化する』、建築物の高さの制限及び高さの制限の緩和の条件について、市民、学識経験者と共に、国立市の歴史や文化を踏まえて、速やかに再検討することが急務です。それはまた、市民や建築に携わる方々が国立市まちづくり条例を理解することを容易にして、まちづくりに貢献することにつながります。

国立市において、高度地区（建築物の高さの限度）は都市計画とまちづくり条例に分散されて規定されています。つまり、第一種住専の高さ制限等は都市計画にきちんと書かれているのですが、それ以外の地区についての高さ制限は、まちづくり条例の中で規定されてしまっているわけです。そういうことは、都市計画とまちづくり条例に分散されて規定されていますが、一般の自治体と同様に、都市計画の下、高度地区において定めることを要請して、国立のまちという都市の健全な発展と秩序ある整理を真摯に願うものです。よろしくお願いします。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。

ここで一旦休憩に入ります。

午後3時4分休憩



午後3時20分再開

○【香西貴弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

陳情者に対して、質疑を承ります。小川委員。

○【小川宏美委員】 幾つか質疑させてください。

武蔵野市の例を資料1でいただきました。認定を見ますと、確かに右のページですけども、17メートルのところは20、20メートルのところは23になっていますけれども、許可というのを見ますと、例えば23メートルの地区でも38メートルまで、26メートル地区のところは38までですので、それぞれ15メートル上がる、12メートル上がるという形になっています。もちろん条件は違いますが、このことに関しては、これまでの御説明のところにはありませんでした。少し説明を加えていただけないでしょうか。

○【山本隆夫陳情者】 私は武蔵野市に住んだことがあるんですが、建築担当の方からお話を聞いたことがないので、私の一般的な常識な考えから話させていただくと、許可は緩和する高さがかかなり大きくなっています。ただし、条件は厳しくなっています。ということをお考えすると、武蔵野市の場合

は国立市よりも面積が大きいですし、それから大規模な敷地において十分な空地を確保することによって建物の高さ、中央部を高くする、十分な空地を取ってするという自由性を認めています。

これを国立市で認めてはならないのかということ、そうではないと思うんです。国立市も考えて、いや、そういう敷地がないと言えば問題ではありますが、そういう条件も検討する余地はあるのではないかとはいえます。

○【小川宏美委員】 分かりました。

もう1つです。先ほどの陳情では、まちづくり条例の高さ制限の緩和の条件などを見直し、具体的な条件を明確にということでしたけれども、今回の陳情では、高さ制限に関する規定を都市計画の中に明文化しようということで、私も2つの陳情を同じ方から受けて、どう受け止めていいか少し分からなくなりました。

先ほどの陳情を一部採択して、まちづくり条例を見直すことに認めましたので、今回の都市計画のほうに明文化というのは、陳情者の趣旨としては、どちらを本当に進めてほしいということなんでしょうか。その辺を説明していただけないでしょうか。

○【山本隆夫陳情者】 やはり現状、国立市では、まちづくり条例の中で、建物の高さの緩和とか基準の高さ自体も設定しているという、まず、現実があるわけですよね。それを一気に、都市計画の中に書き込むというのは相当皆さんのお仕事、それから、検討の委員会のお仕事も出てきます。また、これは市議会、市役所だけで決めていいということではなくて、市民にも相談しなくちゃいけないです。例えば建物の高さの無制限を、ある一定の高さにしようとしたら、市民の建物の建設の自由がある程度、侵害というか阻害、小さくすることでもあるので、十分市民と協議をしなければならないはずです。ということで、すみません、やじなのかな、時々聞こえるけど、やめてください。（「失礼しました」と呼ぶ者あり）そういう意味で、きちんと、まず、まちづくり条例を市役所の方、それから市議会、また、市民も含めて検討していただいて、その展望の中で都市計画の中に、ほかの多くの都市と同じように都市計画の中で規定していくほうが、これから20年、50年先の都市の在り方、あるいは国立市が皆さん、誇りに思っておられると、そういうまちづくりが持続していくんだと思います。そういうことです。

○【香西貴弘委員長】 陳情者、もし先ほどのようなことがありましたら、私のほうに言ってください。先ほどのような御指摘がある場合でも、私のほうに言っていただければと思います。

○【山本隆夫陳情者】 いいですか。議長。もしそうであったら、それは分かります。じゃあ、私、悪かったです。そうしたら、香西さんのほうで、そういうやじとか不規則発言について、やはり注意を適宜させていただきたいと思います。ぜひよろしくお願いします。

○【香西貴弘委員長】 御協力よろしくお願いたします。

では、引き続き、ございますでしょうか。青木委員。

○【青木健委員】 先ほどは独り言が気に障ったみたいで失礼を致しました。おわび申し上げたいと思います。

陳情書を見まして、3ページ一番上のところ、一、二階建ての良好な低層住宅が軒を連ねているということで書かれています。陳情者においては、一、二階建てが良好な住宅という御判断なんでしょうか。

○【山本隆夫陳情者】 現在、第一種低層住居専用地域ということ高さ10メートルまでです。そうすると、高くても3階建てで、現在まで、昭和の初めというか、大正15年からの歴史を見ますと、どうし

ても一、二階建ての住宅が多い、それなりに町並みが形成されてきているという、まず前提がありません。

その上で、旭通り、富士見通りの道路境界線から20メートルを超えた範囲では、第一種住専で高さ制限10メートルという規定が従来から現在も続いています。そういう前提から考えると、1階、2階、あるいは高くても3階建ての住居が軒を連ねているという条件というのは前提にして考えたほうが、また町並みの保存という点からもいいのではないのでしょうか。

○【青木健委員】 そういうことではなくて、一定のところということの条件でありますけど、「一、二階建ての良質な」ということで書かれているわけです。ということは、一、二階建てのみが良質ということで判断をしていいのかどうかということに伺っているんです。

○【山本隆夫陳情者】 とてもいい御指摘だと思います。

先ほど陳情第13号にもありますように、4階建て、5階建てとか、七、八階建てでも十分良い集合住宅、あるいはコミュニティーを形成しているところがあります。また、一、二階建てでも、もう古くなってごみ屋敷とか、あるいは十分な外部環境が取れていない場合もあります。だから一、二階建てが、必ず他の階数よりもいいと言っているのではないのです。ただ、国立市においては、低層の集合住宅がそれなりの住居環境を提供して、これからも大事にしていく、これはそれ以上、高くしては絶対いけないとは言っていないんですけれども、大事にしていかなければいけない住宅環境ではないかということをお述べておるだけです。

○【青木健委員】 申し訳ございません。そういうように私には読み取れないものですから、一、二階建てのみが、陳情者は良質という判断をされているのかと伺いました。以上です。

○【柏木洋志委員】 そうしましたら、一応、小川委員の言っていたやつとかぶるかもしれないんですけども、整理だけさせていただきます。

前の陳情第13号については、まちづくり条例に基準を明記せよ、明文化せよ、ということだったのに対して、まず、こっちは高度制限については他市と同じように、地区計画であるとか、そういうところに明文化すべしということによろしいですか。一応先に確認を。

○【山本隆夫陳情者】 そのとおりです。そのような御理解で結構です。

○【柏木洋志委員】 ありがとうございます。そうしましたら、もう1つ、伺いたいのは、これまであるあったんです。今、まちづくり条例で不十分と言われてはおりますけれども、一応記載があると。その施行規則第48条のところにも、ある程度の設定があるということがあります。例えば、事業区域の面積が3,000平方メートル以上であることなど、ということがありますけれども、これでは不十分だということではいらっしゃいますか。そこら辺を伺いたいと思います。

○【山本隆夫陳情者】 今、そこを詳しく述べることはないですが、富士見台、前の第13号の陳情にありますように、その条件について、様々な議論がまちづくり審議会でもなされていて、審議会の会長の福井さんも、この審議の内容がいろいろもたつてきたのは、いろいろな条件、やむを得ないことがあったとおっしゃっています。その辺を解決するために、まず1つは、先ほどの都市計画課長ですか、判断の条件を緩くしておいて、後で皆さんに議論してもらったほうが結果うまくいくみたいなお話があったけども、非常に議論が増幅していたり、まとまらないために、最終的な議論の決断に至っても何か釈然と、私は傍聴しておったんですけども、釈然としないまま終わったような感想を持っています。

そういう意味で、基本的な条件で、それは最大限厳しくはしなくてもいいんですけども、共通の条件

をきちんと話しておかないと、それは役所の方も本当は困るところだと思います。ぜひその辺の御検討を市で、まず率先してやらなくてはいけないですから、市民の有識者の方もいらっしゃると思うので、そういった方も含めて、ぜひ検討していただきたいと思います。

○【柏木洋志委員】 条件については端的に要約してしまうと、今後の市民や各種有識者の検討次第ということなのかとは思いますが。

もう1つ、伺いたいのは、少しかぶるんですけども、他市とは異例ながらも一応まちづくり条例で、ある程度の基準がある状態じゃないですか、今現状としては。ただ、それをあえて都市計画のところ盛り込めというのが正しいのか分かりませんが、盛り込むべしというのは、具体的にどういうところなのか、理由や事例などを例に挙げられれば教えていただきたいんですけども。

○【山本隆夫陳情者】 山本です。

今日、武蔵野市とか立川市の都市計画の1枚のものは持ってきていません。ただ、国立市の都市計画図はこうです。これで、裏は一般的なことが書かれているのがほとんどです。他市の、ほかの市の都市計画を見ますと、裏に高さ制限について、きちんと書かれているんです。つまり、この1枚で、およそこの場所についてはどういった建物が、法的な条件ですよ、法的な条件の下に建てられるかというのが分かりますので、その辺を都市計画の中に盛り込むことが、非常にまちづくり計画にとってもよろしいですし、それから市民、それから計画者にとってもよろしいと。ぜひその辺の仕事の能率性、適格性というものを図るようにやるのが本来、市のやるべき仕事じゃないんですか。お願いします。検討してもらって。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

よろしいでしょうか。なければ陳情者に対する質疑を打ち切ります。

それでは、当局に対して質疑を承ります。関口委員。

○【関口博委員】 当局に質疑するんですけども、陳情書の2ページの下から8行目ぐらいに、「まちづくり条例の中では富士見通り沿いは建築物の高さ制限が無制限と規定され、12階建てのマンションが建築されようとしていることに、一般の市民を始めとしてまちづくり審議会はほとんど座視せざるを得ないのです」と書いてあるんですけども、このとおりですか。

○【町田都市計画課長】 まず、1つ目、まちづくり条例に無制限と規定されているかについてでございますけれども、まちづくり条例の中での高さ制限の表の中に、容積率400%以上のものについては明記がされておりません。そういう書き方をしております。

また、12階建てのマンションが建設されようとしていることとございますけれども、私どものほうの届出の数字ですと、11階のマンション計画の届出を頂いているところでございます。同じ場所であればです。中二丁目マンション計画ということですので、私どもの届出では11階建ての届出を頂いております。

一般の市民をはじめとして、まちづくり審議会はほとんど座視せざるを得ないということとございますけれども、十分にこれも中二丁目マンション計画につきましても、まちづくり審議会を開きまして、第三者機関であります専門機関の専門の先生方の御意見等いただいた中で、市として、中二丁目マンションの事業者に対しまして指導書を提出して、よいまちづくりの検討をよろしくお願ひしたいという旨を伝えているところでございます。以上です。

○【関口博委員】 指導書というのは、つまり高さをもう少し下げてくださいとか、あるいは、周り

の環境に配慮したものにしてくださいと、そういうことが審議会から、あるいは、どこからか出たということですか。

○【町田都市計画課長】 こちらの中二丁目マンション計画につきましては、まちづくり審議会のほうに、31メートル以上という建築物については、まちづくり審議会に意見を伺うという、その辺の運用がございますので、その中で、この計画について諮問というか、御意見を伺いました。今回、出ております、富士見台団地のほうは高さの特例基準の適用ということで、また、別な意味で、まちづくり審議会での判断というか、よしあしを諮問しているところでもございましたけれども、こちらの中二丁目マンションにつきましては、特例を使うわけでもございませんので、31メートルを越す大規模ということで、審議会にかけて御意見等を頂戴いたしました。

その中で、高さを下げろとか、そういう指導ではなくて、ボリュームを低減するよう検討するようとか、プライバシーについて検討するようとか、何点かを市として指導をさせていただいたところでもございます。以上です。

○【関口博委員】 富士見通りのマンション、どんどん大きなものができるのは困るなと僕は思っているんですけども、ただ、まちづくり条例によって、これは何というか、何も言えないということであれば、まちづくり条例そのものが不十分じゃないのかなと思うんです。市民の方とか周りの近隣の方とかから11階建てですか、マンション建設されるのは、もう少し下げてほしいとかそういう要望があったとか、そういうことはないんですか。

○【町田都市計画課長】 近隣住民からは、そのような旨の意見書等は頂いているところでもございます。

○【関口博委員】 私は都市計画の高度地区についてよりも、まちづくり条例のほうがいいと、そこで高さ制限するほうがいいと言いましたけれども、つまりまちづくり条例が、ある意味緩い——緩いというのはやわらかいというか市民に優しいという言い方もあるかもしれない。まちの特性を生かすことができるという意味で、まちづくり条例と思っているんですけども、近隣の人から高さを下げてほしいという反応の意見書が出てきているにもかかわらず、そういうことを市は受け止められなかったということですね。

つまり私のときの話をする、高層マンションということとか高層住宅とかというのは、まちづくりに対して景観に配慮してほしいという市民の声があったというのがあって、私の市政のときにはまちづくり条例はまだできていなかったです。けども、高い建物ができるということがありました。14階だったかな。13階ぐらいまで下げますというようなことだったんですけども、それでは駄目だということで、私自ら交渉しました。そういうような、それで9階になりました。そういうやり取りというのが、良好な環境というものを保つのに必要なんじゃないかと。これは自慢話でも何でもなくて普通のやるべきことだと思っているんです。市の職員とか、それから理事者です、副市長だとか市長、こういうときには副市長とか市長が出て行かんと、なかなか話ができないだろうと思うんですけども、そういう交渉というのが市民からお願いしますとか、そういうのがなかったんですか、このとき。

○【町田都市計画課長】 そのようなことも含めて、まちづくり条例の立てつけがございます。ですので、まちづくり条例の中で市民からの意見書の提出、また、それに対する事業者からの見解書、また、行く行くには調整会の開催等、その辺のルールをしっかりと定めたものがまちづくり条例の立てつけになっておりますので、その中で消化していくものかとは考えております。また、その中で、判断等について、第三者機関のまちづくり審議会のほうに御意見を頂きながら進めているという形でござ

います。

○【関口博委員】 まちづくり審議会等がそういう立てつけだとか、そういうもので整理するという審議会、あるいは、まちづくり条例そのものを生かすという当局の姿勢というのが、そういうもので規制されるものための条例であるならば、あまりいいことないと思うんです。それだったら、まちづくり条例の中で高さ制限をちゃんと数値として入れていったらいいと思うんだけど、景観を大事にするまちとして、副市長、あるいは市長が、こういうものがあつたときには出て行くという姿勢が必要なんじゃないかと思うんです。これはもうまちづくり条例があるんだからそれでやるんだという形じゃなくて、話し合っていくという姿勢が必要なんじゃないかと思うんですけども、今、ここは副市長しかいないし、副市長としてどう考えますか。

○【竹内副市長】 答弁いたします。

基本的には、まちづくり条例の中で手続を示していますから、それに準拠して進めていくというのが基本だろうと思っております。さらに、その上で何か課題があつて、今、委員が御指摘のような状況が生じたとすれば、場合によっては理事者がそこに参加するというのもなくはないのかなということで今、伺っておりました。ただ、条例上は規定がございますので、それに基づいて今、進めているということでございます。

○【小川宏美委員】 ありがとうございます。国立市にも、都市計画において高度地区の規制内容も設けています。それを説明してください。

○【町田都市計画課長】 都市計画上での高度地区でございますけれども、国立市は高度地区をかけているという中では、第一種、第二種、第三種という高度地区がかかっております。こちらの国立市の高度地区につきましては、斜線タイプというか斜線型になっておりまして、北側の土地に建てた建物が日陰にならないよう、形として斜線で高度地区を定めております。以上です。

○【小川宏美委員】 北側の斜線制限というのは、国立市は3種類設けているということですね。第一種高度地区、第二種、第三種で、これが国立市の市街地の日影、日照等の環境維持のための高さ制限について定めているものです。分かりました。

今、関口委員もおっしゃっていたように、この件に関して、公告・縦覧中の意見書、住民説明会における意見を見せていただきました。21名の方が参加されて、本当にたくさんの意見が出ていたと驚いたほどです。そして、皆さんが110坪の土地に、11階36.9メートルは異例に高くないかということをおっしゃっていましたが、事業者の方が近隣商業地域は高さ規制がないんだと、日影規制も若干緩い特徴が国立市にはあると言いつつ、そこで、またかなり衝突があつたのかと想像いたしましたけれども、それに対して、国立市としては、今の現状は、まちづくり条例によって進めていると言いますが、今、どの段階にあるんですか。審議会から答申が出て、それがどんな状況にあるんでしょうか。今後、どのように進められるのか、教えてください。

○【町田都市計画課長】 現在のまちづくり条例の届出手続の進捗というか、どの位置かということでございます。こちらの事業に関しましては、まちづくり条例の中で大規模開発事業と、あと開発事業と2段階ございますと先ほどお話しさせていただきましたけれども、そちらの、まず最初のほうの大規模開発事業の手続が終了したところでございます。以上です。（「今後は」と発言する者あり）

○【香西貴弘委員長】 今後については、どうですか。都市計画課長。

○【町田都市計画課長】 今後につきましては、大規模開発事業の手続が終了しましたので、次の開発事業の手続に入っていく。それで、最終的には協定を結んで、着工のほうに行くんですけども、

その中に説明会等や意見書、見解書等の手続の条例のルールがございます。以上です。

○【小川宏美委員】 それは流れとしては存じ上げているんですけども、たくさん出ていた意見が今の流れの中に活かされていくんですかということも聞いているんです。それをどんな場面で次の場面、住民の意見が活かせるんでしょうか。そこを教えてください。

○【町田都市計画課長】 今日、現在でございますけれども、大規模開発事業が終了するに当たりまして、先ほど申し上げました指導書のほうを、市から事業者のほうに出しております。先ほど指導書の内容で、建物のボリュームの低減等の検討をお願いします等々の指導が入っている内容を加味して、次の開発事業の届出が出てくると、そういう流れになっておりますので、その指導書に書かれたことに対して、次の開発事業の届出のときに、その見解が含まれて出てくると。そこで、私どもの指導した内容について、どのような検討があったかをそこで見ていきたいと、そういう考えでございます。

○【青木健委員】 それでは、2点ほどお伺いしたいと思うんですが、先ほど関口委員から2ページ目の座視ということについては質疑されましたので、これは座視していないということが分かったのでよかったと思っております。

そうしますと、3ページになるんですけど、上から9行目ですか、2つ目の段落のところですか。

「かつて10年ほど前に国立市は都市計画に建築物の高さの最高限度の指定を盛り込むことを、都市計画審議会に打診したと聞いています」ということが出ていますんですけど、こういう事実はあったんでしょうか。

○【町田都市計画課長】 過去の議事録等を確認いたしましたけれども、都市計画審議会に高さの案件で諮問した記録は見受けられませんでした。

○【青木健委員】 分かりました。ということは、これはなかったということですね。そこからさらに、2行下がったところですか、「都市計画に建築物の高さの最高限度を規定することを拒まれたと聞いています」ということが明記されておりますけど、これについてはいかがなんでしょうか。こういうことがあったんですか。

○【江村都市整備部参事】 こちらは、絶対高さの高度地区につきましては、先ほど申しました関口市政の時代から取り組んでおりまして、東京都とも担当レベルで協議をしておりまして。その中で、容積率400%以上の地区については、土地を高度利用する地区ということで、この地区に高さ制限を設けるのは好ましくないということで当時、協議をしておりまして、したがって、それを継続した形になりますけど、まちづくり条例の中でも、現在400%以上の地区では高さ制限を設けておりません。この地区に関しては、まちづくり条例の中では地区まちづくり計画ということで、その地域の方々の合意の下に、その辺の高さの基準、例えば富士見通りであれば何メートルがいいのかというのは、あくまでも沿道の方の合意の下にそういう制限を設けていきたいということが現在、条例の中でも定められております。もしくは景観の重点地区だとか、そういったほかの制度を使って高さを定めていきたいということでございます。以上でございます。

○【青木健委員】 ということは、拒まれたということではないということの理解をさせてもらいたいと思います。

中二丁目マンションですか、戻るようで、12階建てということでこちらには明記をされておりますけど、先ほど御答弁いただいていると、12階ではないようですが、11階ということでこれは理解してよろしいんですか、現行の計画というか。

○【町田都市計画課長】 私どものほうに届出が出されている計画は11階建て、高さ約36メートルで

ございます。以上です。

○【**柏木洋志委員**】 ありがとうございます。そうしましたら、1点だけ伺いたいのがあります。

高度制限、あとは建物を建てる時の関係になるのかとは思いますが。まちづくり条例に書いてあるからいいのか、もしくは都市計画、もしくは地区計画のほうに書いたほうがいいのかというところで1つ考えることは、建築確認の関係が1つ、この違いで大きな影響が出てくるのかと思うんです。その関係で、例えば建築確認の関係を見るのであれば、都の建築指導事務所でしたっけ、あそこが見るかとは思いますが。そこで、今回、国立市の条例にあるまちづくり条例を、建築指導事務所に合わせてチェックするかどうかということなど、伺いたいと思います。

○【**町田都市計画課長**】 こちらのまちづくり条例は市の条例でございます。高度地区等用途地域とか建蔽・容積などは都市計画で定めておりますので、法的なものになります。

したがって、東京都のほうの建築指導事務所のほうでチェックされるかということでございますけれども、建築許可とは直接はリンクしておりません。ただし、そうしたら、じゃあ、ここの条例を無視して建てられるのではないかとということが懸念されますので、その辺も含めまして、条例の中で各種法令に基づく許可等の申請を行う前に協議を行ってくださいということを、きっちりと条例の中にうたっておりますので、事業者さんのほうには、この条例に基づいて、しっかり建築確認の前に、私どものまちづくり条例の手続きを済ませてから建築確認を行ってくださいということを守っていただいて、また、現在も遵守していただきながら、この運用を進めているところでございます。以上です。

○【**香西貴弘委員長**】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。青木委員。

○【**青木健委員**】 本陳情については、不採択の立場から討論させていただきたいと思います。

先ほど、御答弁も頂いておりましたが、当市においては、同時代に開発されたURと比較をしますと、容積率、高さ制限とも他市より厳しいものであるということが分かりました。つまり、まちづくり条例の高さ基準は、近隣市と比較しても厳しい基準と私は認識をさせていただきました。法による絶対高さについては、既存不適格物件が極力ないような基準とするよう都の指導もあることから、まちづくり条例の基準をより厳しい基準とすることは困難であると考えます。

また、緩和条件の再検討について、これは陳情第13号のときも申し上げましたとおり、高さを19メートルとした場合には、弊害が大きいということが言えると分かりました。これは陳情項目ではない、陳情趣旨ですけど、ここに書かれていることが違うということは何か所か明らかになったわけがあります。議会として、陳情を採択ということになった場合には、陳情項目ではない陳情趣旨ではありますが、違う内容が記載されているということを、議会としては、私は採択をするということについては、ふさわしくないものであると判断いたします。以上です。

○【**石塚陽一委員**】 陳情第14号については、不採択としての意見、取扱いと致します。

この陳情も、陳情者の趣旨としては、建築物の高さの制限に関する規定を都市計画の高度地区に明文化するとありますが、国立市においては、国立市まちづくり条例第53条において、建築物の高さの限度が19メートルと規定されていて、同条例における特例基準の25メートルに緩和する条件である良好な地域環境の創出に特に寄与すると認められる開発事業との条件もあり、このくだりの中での対応で現在は周知されていますから、ここで高度地区としての範疇に定める必要は特段ないと考えます。

ですから、この建築物の条件提示により、行政としての使命は現状では全うされていると判断できません。

ただ、将来的には、まちづくりの過程において必要性がある場合は、その時点での対応に努めていただくのがよいのだと考えるとともに、高さ制限の緩和の条件等について、陳情者が言われているように、他の建築規制の中で具体的に明示することも考慮すべきときが来ることも想定できます。しかし、現時点では国立市まちづくり条例によって明記されています条件で対応できるものと考えますので、陳情第14号においては、陳情者から前向きな御提言を頂きましたが、この陳情については不採択とさせていただきます。

○【柏木洋志委員】 本陳情にあつては、不採択の立場で討論を致します。

本陳情において都市計画法に明記すべきであると述べられているものですが、先ほどの陳情第13号のところにおいても、その基準であるとか、また、高度制限の役割については、まちづくり条例が現在、担っているところではあります。その規定であるとか、特例規定の適用基準に関しても、様々意見があるところではありますが、施行規則のところ、ある程度定められているというところがありますので、まず、国立市においては、その都市、地区計画ですとかというところのものではなく、まちづくり条例で構わないのかなというところがございます。

また、そこに不備であるとか、不十分なところがあるのであれば、まちづくり条例の改正、もしくは施行規則の修正等というのが1つ手段なのかなと考えるところであります。また、まちづくり条例の有効性につきましても、建築指導事務所についてはチェックしていないけれども、事前段階において、市がチェックして、その後、指導事務所に行くという流れになっていることから、有効性についても、最低でも現状においては有効に働いているのかなと考えるところがございますので、以上をもちまして、不採択の討論とさせていただきます。

○【小川宏美委員】 今回の陳情は、中二丁目マンション計画、富士見通りの容積率400%のところ、国立市の現状においては、高さ制限が無制限、制限という明記がないという中で、多分これからも次、いろいろ起きてくる問題を先取って出してくださった陳情なのかと思っております。関口委員もおっしゃってましたとおり、この建物の向かい側の建物のときも本当に大きな問題になりまして、住民の方々の大きな運動の中、地域に根差すマンションであってほしいということで、集会場が設けられたり、高さがかなり下げられたりしたことがございました。その向かい側、今度は中二丁目マンション計画として11階建てが今、出ています。

この問題、ちょうどこの建物が建つ周辺、そして特に北側に関しては——北側と言いますか、今回の場合ですと、北側の周辺になりますけれども、本当に一種住専の一、二階建ての低層住宅が建っていて、その方々が被るだろう、光や風の通りの変化、かなり町並みが変わるだろう御懸念、不安、今も実際たくさん出ていることが、私も公告・縦覧を見せていただいて、よく分かりました。

今後、当局にも伺ったところ、指導書が事業所に出され、今後、それをどう受けるかというところが大変注目されています。それは全部、今まちづくり条例の中で行われているものですので、陳情第13号でも、今、まちづくり条例の持っている課題を真摯に受け止めて改善していくということを、私は一部採択としましたもので、この陳情は本当に考えたんですけれども、都市計画の中に高度地区を明文化するというのは、その先の課題になるかと思ひまして、今の現段階での採択はできかねるということで、申し訳ないんですが、不採択とさせていただきます。

○【関口博委員】 今回の中二丁目のマンション計画から端を発して、まちづくり条例に今回の不備

というか、もう少し検討しなきゃいけない部分というのが出てきたかと思うんです。その中の答弁の中で、容積率400%以上は高さ制限すべきではないという東京都からの指導というか、そういうのがあったということなんですけども、そうだとすると、都市計画の高度地区の中に明文化するというのと相入るのかなというのが1つ疑問としてあります。国立市は地区計画で高さ制限するというやり方を今は取っているわけなんですけども、なかなか地区計画でやるというのはうまくできるものではないと、大変労力が要るといことがあったりして、大変な計画だと思っているんですけれども、そういう意味では、まちづくり条例の中に高さ制限をどう入れ込むかということは検討していただければと思います。

今回の発端となった中二丁目のマンションについては、もう指導書が出ているということなので、その前に首長、市長、副市長が本当に、これは大変だという思いを、景観に対して大変だという思いを持っていただければ、率先して出て行っていただいたほうがよかったなと私は思いました。景観のことについては、少しずつ意識が薄れている、職員の中でも薄れているんだろということを感じるんですけれども、ぜひ町並みを保全するというか、そういう形成する市民の思いというか、そういうものを大事にして受け止めていただきたい、今後もいただきたいと思います。

先ほど言いました、指導書がもう出てきちゃっているんで、高さ制限を下げてくださいということとはなかなか言えないんだろとは思いますが、できれば、そういう近隣からの声があるのであれば、もう一度、プッシュしていただければと思います。

陳情項目については、私は基本的にはまちづくり条例の中でいろいろと解決していくべきだろうと思っていますので、不採択と致します。

○【藤田貴裕委員】 それでは、不採択の立場で討論をしたいと思います。

元をただせば、平成元年の用途地域の一斉見直しのときに随分緩和したのが原因なのかと思います。国立駅の商業地域の600%ですか、これも相当ボリュームの高い建物が建つような容積率になっているんだろと思います。始点や急行停車の有無ですとか1時間の乗車人数だとか、いろいろな部分がありますけども、それに比べると、内容に比べると相当、600%というのは大きいんだろと思います。また、西一条線辺りの近商が300%ですか。富士見通りは400%、この辺りから見ても、400というのは相当高い、ボリュームがあるんだろとは思いますが。

その後、高さを何とかしようと国立市が東京都と一緒に——東京都と一緒にじゃないですね。東京都と協議をした中で、なかなか高さの制限をすることが、過去のいきさつがあって認められないというんですか、高さ制限ができなかった。そこで何とかしようということで、まちづくり条例をつくろうというのが国立市の長年の課題だったと思います。そういう過去のいきさつを見ていくと、都市計画にのっけるということはできずに、まちづくり条例でやらざるを得ないということでもありますので、この陳情については不採択と致します。

○【香西貴弘委員長】 意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手なし。よって、本陳情は不採択と決しました。



議題(5) 第50号議案 市道路線の廃止について

議題(6) 第51号議案 市道路線の認定について

○【香西貴弘委員長】 第50号議案、市道路線の廃止についてと、第51号議案、市道路線の認定についての2件を一括議題と致します。なお、採決は別個採決と致します。

当局から補足説明を求めます。都市整備部参事。

○【江村都市整備部参事】 それでは、第50号議案市道路線の廃止についてと、第51号議案市道路線の認定についての2議案につきまして、関連いたしますので、一括して御説明いたします。

初めに、第50号議案市道路線の廃止についてでございます。

本議案の廃止路線は3路線でございます。市道南第2号線19は調査の結果、一般交通の用に供する必要がない路線で、一部払下げの対象となる部分と都市計画道路3・4・5号線の事業地内は都道区域となる部分でございます。また、市道南第14号線2-1につきましても、一般交通の用に供する必要がない路線でございます。次に、市道南第31号線4につきましては、調査の結果、終点部分は一般交通の用に供する必要がないことから終点の位置が変わるため、路線を廃止するものでございます。このことから、道路法第10条第1項の規定に基づき、3路線の市道路線を廃止するものでございます。

引き続きまして、第51号議案市道路線の認定についてでございますが、本議案は第50号議案と関連し、終点の位置が変わる市道南第31号線4につきまして、道路法第8条の規定に基づき、再認定するものでございます。

次に、本会議資料No.16の廃止・認定路線案内図を配付してございますので、御覧いただきたいと思っております。

1ページ目は案内図になりますが、さくら通りの東側の府中市境の①、矢川駅東側の②、こちらの箇所が廃止する路線で、谷保天満宮南側の③の箇所が廃止後に再認定する路線の場所でございます。

続きまして、2ページ目、3ページ目の廃止路線図を御覧ください。2ページ目の右上に凡例がございます。点線で表示しております路線が廃止する①の路線で、3ページ目の②も同様に廃止する路線です。

次に、3ページ目の廃止・認定路線図でございますが、点線で表示している部分を廃止し、実線部分を新たに市道路線として認定する③の路線になります。説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。一括して質疑を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、一括して討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

まず、第50号議案についてお諮りを致します。本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、第51号議案についてお諮りを致します。本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで休憩に入ります。

午後4時10分休憩



午後4時25分再開

○【香西貴弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。



議題(7) 第56号議案 国立市地域集会所設置条例の一部を改正する条例案

○【香西貴弘委員長】 第56号議案国立市地域集会所設置条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。生活環境部長。

○【黒澤生活環境部長】 第56号議案国立市地域集会所設置条例の一部を改正する条例案につきまして、補足説明させていただきます。

本条例案は、国立市谷保4丁目の町区域が新設されることに伴い、一本松公会堂の位置の表示を国立市谷保4130番地から、国立市谷保4丁目28番地-1に変更するものでございます。なお、付則と致しまして、町区域新設の施行日である令和3年11月22日から施行することとしております。御審査のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 すみません。1つだけ念のために、例えば、町区域の新設に伴う住所等の変更です。こういった場合、地域の集会所の位置表示を、ここで議案に上がってきておりますけれども、何かこれを自動的に行政でできるような手法というのは地方自治法にはないんですか。

○【三澤まちの振興課長】 議決によらない条例表記の改正について確認したんですが、そういった手法が確認できなかったというところがございます。以上です。

○【石塚陽一委員】 分かりました。ありがとうございます。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(8) 第59号議案 国立市児童遊園条例の一部を改正する条例案

○【香西貴弘委員長】 続きまして、第59号議案国立市児童遊園条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。

○【黒澤生活環境部長】 それでは、第59号議案国立市児童遊園条例の一部を改正する条例案につきまして、補足説明をさせていただきます。

本条例案は、国立市谷保4丁目の町区域が新設されることに伴い、児童遊園の名称及び位置を定めた別表中、今回の町区域の新設に該当する一本松遊園の位置の表示を、谷保4149番地の5から、谷保

4丁目26番地の27に改めるものでございます。なお、付則と致しまして、町区域の施行日である令和3年11月22日から施行いたします。説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(9) 第60号議案 国立市自転車安全利用促進条例の一部を改正する条例案

○【香西貴弘委員長】 第60号議案国立市自転車安全利用促進条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。都市整備部参事。

○【江村都市整備部参事】 第60号議案国立市自転車安全利用促進条例の一部を改正する条例案について補足説明いたします。

本条例案は、国立駅南第3自転車駐車場の土地所有者からの土地賃貸借契約の規定に基づく解約の申出により、国立駅南第3自転車駐車場を廃止することに伴い、別表第2中の名称、国立駅南第3自転車駐車場、中1丁目10番地の6及び別表第3中の駐車場の名称、国立駅南第3自転車駐車場、車種、自転車、駐車区分、一時利用(1回24時間までごと)、金額100円を削除するものでございます。なお、付則としてこの条例は、令和3年10月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。柏木委員。

○【柏木洋志委員】 今回の原因について、契約終了で閉鎖ということになるんですけども、1つ懸念しているのは、駐輪場は結構利用されている方が多かったように私は感じるんです。そこに対して、地域の影響といったら漠然としているんですけども、富士見通り商店街のあたりに対する影響が出てくるのかなと思うんです。結局、利用客であるとか買物客が多く利用されていたかと思いたいで、そこに対する代替策や対策やら、何かあるんでしょうか、伺いたいと思います。

○【中島道路交通課長】 国立駅南第3自転車駐車場ですが、一時利用で時間貸しになっております。駐車台数ですけど252台ということで、こちらにつきましては、先ほど参事のほうから御説明したように廃止の手続を行いまして、7月29日に工事のため、閉鎖をしているところでございます。こちらは1日最大、大体7月ですけども77%ということで、平均でも65%使っているということで、200台程度の御利用があったということでございます。

しかしながら、先ほど御質疑委員の富士見通りの商店街の影響というところは、私どものほうで調査できないところございまして申し訳ないんですけども、国立市の第1自転車駐車場、また、高架下自転車駐車場の利用状況を見ますと、閉鎖前と閉鎖後の利用数というのはあまり変わらなくて、若干ですけども、定期利用は増えているところでございます。駅前の近くの民間でございしますが、こち

らのほうの駐車場はかなり増えているのかなと見て取れるところでございます。

それと、補足ですけども、東のほうの都市計画道路3・4・10号線の残地ですが、こちらは民間のほうと協力しまして、約81台の一時利用ができる駐輪場が今できておりまして、半数ぐらいが利用されている状況でございます。以上でございます。

○【柏木洋志委員】 ありがとうございます。そうしたら、民間であるとか団地のところを利用した駐輪場を利用されている方が増えているんじゃないかということかと思えます。市としては、ぜひこれからも調査、そのなくなったことによる影響の調査等が必要じゃないかと私は感じるころなんですけれども、調査継続と言いますか、調査をやっていく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○【中島道路交通課長】 自転車対策審議会等でも、市民の方というか商工会の方も入っておられますので、その辺を通して、状況等を確認していくということで考えております。以上です。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。いいですか。なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。柏木委員。

○【柏木洋志委員】 では、簡単に賛成の立場で討論を致します。

まず、大前提として、閉鎖の理由については、やむを得ないというものであって、これを回避するというのは難しいだろうと、難しかったというのが前提として存在するという認識はございます。ただ、どちらにしろ、富士見通り商店街であるとか周辺も含めてですけども、利用客、もしくは商店の買物客等が困らないよう、市としてもぜひ今後ともやっていっていただきたいということを述べまして、討論と致します。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(10) 第61号議案 令和3年度国立市一般会計補正予算(第4号)案

(歳入のうち所管する部分、商工費、土木費)

○【香西貴弘委員長】 第61号議案令和3年度国立市一般会計補正予算(第4号)案のうち、建設環境委員会が所管する歳入、商工費、土木費を議題と致します。

当局から補足説明はありますか。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第61号議案令和3年度国立市一般会計補正予算(第4号)案のうち、建設環境委員会が所管する部分につきまして、補足説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明いたします。12ページ、13ページをお開きください。

款19繰入金、項2基金繰入金は、歳出の補正予算に対応し、道路及び水路の整備基金繰入金を増額するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。22ページ、23ページをお開きください。

款7商工費、項1商工費は、収入が減少した市内事業者を対象に市独自の事業継続支援金の給付を

引き続き実施することに伴い、中小企業支援給付金を増額するものでございます。

24ページ、25ページをお開きください。款8土木費、項2道路橋りょう費は、申請件数の見込みが増加したことに伴い、分筆測量等費用助成金及び移転等工事費用助成金を増額するものでございます。

項3都市計画費は、旧国立駅舎東西広場の整備に向けた市民アンケートを実施するため、アンケート調査業務委託料を追加するものでございます。

補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。

歳入歳出一括して、質疑に入りますが、質疑の際には、補正予算書の該当するページを発言していただきますようお願いを致します。それでは、質疑を承ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 補正予算書の23ページ、商工費のところですけども、中小企業支援給付事業費とありまして、そこに第4期事業継続支援金の実施とは具体的に何をするのかということと、対象先はどんな先かと。実はコロナ禍によって本当に事業者が困っていると、昨日の帰りにも会いましたら、なかなかお金が出てこないのどうなっているんだろうかということで、これだったら店開けなきゃなんていう話も耳に入りましたが、その辺りを御説明ください。

○【三澤まちの振興課長】 答弁申し上げます。

こちらは第4期の中小企業事業継続支援金の事業費と人件費でございます。7月に発出された4回目の緊急事態宣言に対応したものです。対象は、現在運用しております第3期と同様、国の月次支援金の対象とならなかった、売上げ減少幅が20%以上50%未満の範囲の宣言の影響を受けた事業者の皆様でございます。1社10万円で、150社分の予算を確保させていただきたいということから、2期、3期分の残額不足分を今回の補正予算で増額させていただきたいというものでございます。以上です。

○【石塚陽一委員】 そうすると、現状ありました、4,000万という予算は全て支給済みという認識の下でいいんですか。

○【三澤まちの振興課長】 当初の4,000万円の予算ですが、現状、残額はございます。残額見込みが1,190万円でございますので、その足りない分、350万円を増額するものでございます。以上です。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。ぜひとも早く、個々の中小零細企業者に支給していただきたいと思います。

あと1件だけ、25ページのところで土木費、ここに旧国立駅舎東西広場整備アンケート調査業務委託料として載っているんです。当然のことながら、東西の広場を市のほうで確保するときに、行政当局としては市民のためにどのような活用をしたい、何をつくったらいいかという施策を持っていたと思うんです。そのこととこれからアンケートの中で市民の意思を確認することが大切であるので非常にいいことですが、行政として、まちの活性化や回遊性の観点からの施策を併せてお答えいただければと思います。

○【関野国立駅周辺整備課長】 お答えいたします。

広場の確保に当たりましての、行政当局として、市民のためにどのように活用したいか、都の施策につきまして、国立駅周辺整備地区につきましては、平成21年に策定いたしました、国立駅周辺まちづくり基本計画に基づき、整備を進めております。その基本計画におきましては、円形公園や旧駅舎の活用と併せて、市内外の人々が集う交流拠点、くにたち広場を創出し、駅周辺歩行者ネットワークの中核とします。南口駅前広場では、旧駅舎から円形公園までを一体的に整備し、人のためのゆとりのある広場や大学通りにつながる緑の環境づくりを図りますとしております。

このことから広場、いわゆる東西広場、あとは円形公園、こちらは南口の駅前広場も含めて円形公園、あとは旧国立駅舎、こちらを一体的に整備いたしまして、市民が集い、来訪者を迎え、にぎわいと交流のあるまちづくりを目指してまいりたいといったところでございます。

もう一点につきまして、行政としてのまちの活性化や回遊性の観点からの施策はどうかというお話です。先ほどお話ししましたけれども、東西広場につきましては、旧国立駅舎と一体的に整備するということをしており、旧国立駅舎ではまちの回遊性の向上、魅力あるまちづくりの推進を目的の1つとしてございます。

4月のアンケートで、広場や円形公園のイメージを聞いたのに対しまして、11月に実施予定のアンケートにつきましては、4月のアンケート結果を深掘りすると同時に、東西広場ですとか円形公園でどのようなことをしたいのか、どのように活用したいのかというソフト面についても確認したいと考えております。その御意見を参考に、先ほど来、お話しております市の考え方、こういったものと合わせて、東西広場、円形公園の整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございます。

そうしますと、今はコロナ禍ですから、いろいろイベントをアンケートによって企画しようとしても無理だと思うんです。ですけど、これが終息してくれば、東西の広場を使って、そういった催しができるのではなかろうかと推測される時期というのは大体どうなんでしょうか、現況で。収まるとしたら。

○【関野国立駅周辺整備課長】 東西広場でコロナということもありまして、実際、4月に1周年記念の事業を行ったんですけれども、そのときもある程度、制限がかかってしまった。11月に今回、他の補正予算にもあるんですけれども、広場を開放して東西広場を活用していただきたいという思いはあるんです。しかし、また、新型コロナウイルスということで、なかなか思ったとおりにいかないという考え方がございます。

ただ、今後、まちづくり条例が進みまして、J R 東日本と用地交換の契約が済んだ暁には、先ほど申しております、まちの回遊性の向上ですとか魅力あるまちづくり、こういった目的がございまして、それに沿って進めてまいりたいと思っておりますので、時期については今、お答えすることは申し訳ないですけども、できないということでございます。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございます。

市民が喜ぶような、ひとつ企画ができるようなアンケートが出ることを願っております。ありがとうございます。

○【藤田貴裕委員】 それでは、まず、25ページのアンケートを私も聞きたいと思います。4月にアンケートをやっていますが、今度は何をアンケートされるのでしょうか。

○【関野国立駅周辺整備課長】 11月のアンケートにつきましては、令和4年度実施予定の東西広場及び円形公園整備に関するコンペに向けて整備方針案を作成するに当たりまして、市民の意見、意向を確認するアンケート調査を実施するものでございます。対象につきましては、国立市在住18歳以上の方3,000人とし、実施方法は無作為抽出調査を考えてございます。

内容、詳細な項目につきましては、これから詰めてまいるところではございますけれども、4月に実施したアンケート内容を深掘りし、整備方針案に直結する内容で実施したいと考えてございます。具体的には、大事にしたい国立市の魅力ですとか、広場や円形公園で何をしたいか、あとは駅周辺における景観、動線、安全面などのテーマ別の課題などを中心に把握しまして、そこから整備方針案に

おけるデザインコンセプト、デザイン方針、活用方針などに生かしてまいりたいと考えてございます。

4月に実施したアンケートにつきましては、いわゆるイメージ中心だったのに対して、11月については広場で何をやりたいかというソフト面を中心に聞いてまいりたいと考えているところでございます。

○【藤田貴裕委員】 4月のアンケートで、例えば、あなたが考える旧国立駅舎、東西広場のイメージに一番近いものはどれですかという中で、イベントなどに活用しやすいシンプルな広場とかあるんですね。そこは緑がほとんどないんですね。市のコンセプトは緑があふれて、いろいろ答弁あったと思いますけども、それとはちょっと違うイメージがアンケートで書かれていると思います。あるいは、円形公園についても緑があまりないような、池も壊すような、そういったアンケートが出されていますけども、仮にイベントなどに活用しやすいシンプルな広場をみんなアンケートで選んだら、緑のない広場ができるんですか。

○【関野国立駅周辺整備課長】 アンケートでそういったお答え、回答があったといったときにどうするかということです。先ほども他の委員の質疑でお答えしましたがけれども、市の方針がきちり、国立駅周辺まちづくり基本計画で定められております。その基本計画と今回のアンケートの両輪で、実際の整備方針案というのを策定していきたいと考えておりますので、アンケートだけで決めるというよりも、アンケートを参考に、もし実際に全く緑がない広場がいいという意見が物すごく多かったとしたら、どうしてそうなったのかということをもう1回、そこで考えて進めて、整備方針案に最後、まとめていきたいと考えてございます。

○【藤田貴裕委員】 4月のアンケートの結果を受けて、今度11月のアンケートをするということでもいいですか。いろいろ円形公園の整備について、あなたは何を重視しますかというのは4月の段階で結構聞いていると思うんですよね。緑だとか池だとか時計だとか、あるいは旧国立駅舎東西広場について何を重視しますかという中で、とても重要、重要、重要ではないという中で、いろいろなことを聞いていると思うんですけども、ある程度の、このアンケートだけでは具体的な内容が分からないと、そんな状況なんですか。

○【関野国立駅周辺整備課長】 4月のアンケートにつきましては、どういった形でのイメージが一番思っているものと近いかということをお伺いしているものでございます。

11月については、いわゆる緑と言っても様々な緑がございますし、その緑がどの程度、配置するのが一番市民の方々が望んでいるのかですとか、あとは具体的に、例えば円形公園におきましても、いわゆる池を残す、残さないで、実際にこのときは回答率を、ある程度、多くの方に回答していただきたいということもありまして、できるだけ簡単な形でアンケートをつくりました。今回につきましては、その結果、大体市民の皆様が考えている考え方と、我々、国立駅周辺まちづくり基本計画で考えている考え方がそんなに相違はないということは確認できたところでございます。

11月のアンケートにつきましては、それをもっと深掘りして、実際、基本整備方針に直結するような形で聞いてまいりたいと思っております。

○【藤田貴裕委員】 あとは討論でやります。

次のフェンスの設置・撤去なんですけども、できれば撤去しただけで撤去して、もう今からゆとりある空間をつくってもらいたいと思いますが、この点はいかがですか。

○【関野国立駅周辺整備課長】 あちらの緑のフェンスにつきましても、本年3月にJR東日本と用地交換に関して合意いたしましたけれども、まだ契約には至っていないという状況でございます。その

ため、現在、あそこの緑のフェンスに囲われている東西用地、いわゆる東西用地の所有者はJR東日本となっております。そのことから常時フェンスを撤去するという事は、財産管理の観点から難しいのかなというところでございます。

ただ、今後につきましては、例えば今回のようなイベント、あとは4月に行いました1周年の記念事業で、また開放した、そういったイベント時におきまして、JR東日本に協力を仰ぎながら適宜開放してまいりたいと考えてございます。以上です。

○【藤田貴裕委員】 もう一回、フェンスを設置するという事だと思んですけども、土地の交換ですとか、そういうのはいつぐらいに出来上がりそうなんですか。

○【関野国立駅周辺整備課長】 契約時期につきましては、JR東日本が開発する商業棟、あとは住宅棟、こちらのまちづくり条例の手続が完了してから交換契約を締結するとしているところでございます。商業棟につきましては、6月に大規模開発構想の届出が提出されまして、住宅棟につきましてはまだ届出が出されていないと認識をしております。

そのため、まちづくり条例の手続がどの程度かかるか分からないといったところもございますので、現時点では、いつ契約することができるのかという点については、申し訳ないですけども、お答えすることができないという状況でございます。

○【藤田貴裕委員】 分かりました。じゃあ、これも後ほど討論で。

23ページの中小企業支援給付事業ですか。その細節11、補助金ですけども、内容がずっと変わらないと、お金をもらえる業者はちっとも変わらないんですけど、この辺、市はどう考えていますか。

○【三澤まちの振興課長】 こちらは事業者の皆さんにヒアリングさせていただきます。いや、決して他市に比べて額は多くないとも言える。ほかの市が羨ましくも見えるけども、続けてくれることが本当にありがたいんだという話もありますので、これは続けていきたいと思っております。以上です。

○【藤田貴裕委員】 東京都の補助金などを活用してやっていると思いますけども、残額というんですか、それは350万使った後、どれぐらいになるんでしょうか。

○【箕島政策経営課長】 残額というのは、基金とか……（「基金」と呼ぶ者あり）そうしましたら、まず、東京都ということですので、2定で出ささせていただいた、新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金基金、これの関係かと思いますが、こちらにつきましては、その前に市の単独の基金であります新型コロナウイルス感染症対策基金のほうにもともと入っていました。一応、東京都からもらった1億7,000万について。（「金額だけ教えていただければ」と呼ぶ者あり）こちらは年度当初、3年度当初予算に全て充当しておりますので、残額としてはない状況です。コロナ対策として今ある財源としては、国のほうから地方創生臨時交付金の交付額が示されておりまして、それが年度当初あたりでは3次配分ということで、約1億7,000万円程度ございました。それがまだ予算化はされていない状況です。市の歳入予算には歳入されていない状況です。

それから、ここで地方創生臨時交付金の追加配分ということで、事業者支援分という形で約4,600万円ほどの配分が示されておりますので、こういったものを活用しながら今後の支援はしていくものかと考えております。以上です。

○【藤田貴裕委員】 分かりました。じゃあ、基金の残高はないけど、これからやる分もあるということなんですよ。分かりました。

ちなみに、この前、もう一般質問でやったと思いますが、飲食店で4万円だとかそういうのでいい

人はいいんでしょうけども、実際、店を開いて、従業員を雇ってという方は結構厳しいという話を聞いているんですね。従業員の給料を少し下げましたよという話だとか、その他いろいろ聞いていますが、もう少しそういった対象拡大はできないか、伺いたいと思います。

○【三澤まちの振興課長】 そういった宣言の影響を受けたところで、かつ国の対象となっていない方たちをカバーしている、そういった意味では業種を絞っていないので、広く受け入れさせていただいているという認識でおります。以上です。

○【藤田貴裕委員】 飲食店は適用除外ですよ、これ。市の制度はね。

○【三澤まちの振興課長】 そうですね。東京都の協力金を得られている方は対象外でございます。以上です。

○【藤田貴裕委員】 だから、それでも間に合わない人もいるんですよ。市はいないだろうと、4万円だとか6万円もらってれば、それでいいでしょうという認識かもしれないけど、実際は市内でもそういう事業者があるんですよ。そういう事業者に対して支援しなくていいんですかということですよ。

○【三澤まちの振興課長】 こといろいろな支援があると思うんですけど、じゃあ補助金で支援をすべきだというお話になると、これまでの一般質問などでもありましたけども、業種間の不公平感というのが出てきておりますので、補助制度というのは、私たち今回、提案させていただいているとおり、適正であると思っておりますが、かといって、そういった皆様方がいらっしゃるという件に関して言えば、それこそ今、くにたちビジネスサポートセンターの話が出ておりますけれども、そういった面からも支援をさせていただきたい。ほかにも、今、制度融資申込みに来られているということもありますので、補助金じゃない支援ということも含めて対応していきたいと思っております。以上です。

○【柏木洋志委員】 そうしましたら、私からはページ数にして24と25、まずは国立駅周辺整備事業のほうについていきたいと思っております。

先ほどアンケートの対象、また、その内容についてあったかと思っておりますが、1つ伺いたいのは、要するに無作為抽出の3,000人、それ以外の人たちが意見や質疑等を伝える場というのは設けられるのかどうか、また、設けられるとすれば、どのようにやっていくのか、その点を伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○【関野国立駅周辺整備課長】 市内の3,000人以外に意見を聴く場はないのかというお話だと思うんですけども、こちらは今後、ニュースレターという、いわゆるまちづくりニュースですか、ニュースレターの発行ですとか、あとは駅前報告会の実施、ホームページですとか国立駅南口に設置しました駅周辺まちづくりの掲示板というのがあるんですけども、そちらなどを活用しまして、東西広場及び円形公園整備の検討に関する情報の周知を図っていきたいと考えてございます。そこで抽出した3,000人以外の方にも、そういった情報を届けることによって、いろいろ意見を聴く機会を設けたいと考えてございます。

また、東西広場及び円形公園の整備方針案、こちらを作成した時期には、パブリックコメントなんかも実施して意見を聴いてまいりたいと考えてございます。

○【柏木洋志委員】 ニュースレターの発行、様々な媒体、あと市報で広報していったら、その後、整備方針案をつくったときにパブコメということの流れです。そうしたら、パブコメが始まらないと、特にその3,000人以外は、特に意見の場はないということですか。

○【関野国立駅周辺整備課長】 パブリックコメントを出す前にも、実際にこういった整備の検討を進めているという周知は、ニュースレターもそうなんですけども、ホームページなどで実際、行いま

す。市報、ホームページで行います。当然そこにも自由意見、そういったものをお寄せくださいという広報を致しますので、3,000人は3,000人で無作為抽出のアンケートはアンケートで取るんですけれども、当然それ以外の方の意見を聴かないというわけではございません。

○【柏木洋志委員】 要するに、随時聞いてくれるということかと思えます。

もう1つ気になるのは、今回、アンケートの対象を市内在住、18歳以上ということでされるようですけれども、もう1つ、例えば、駅を使っているのを正直なところ、市内の人も大分、国立市の顔であるとか、この間言われてきたわけで重要なものではあるんですけれども、市外にいる方も駅前利用されているわけですね。また、広場ができれば、もしかしたら利用されるかもしれないということ、また、国立市に住んでいたけど、今は市外に住んでいるとかいう方もいらっしゃると思うんです。というところに対して、このアンケートでは対象外になっているんですけれども、そういう方の意見を聴くというのもホームページを通じてとかになるんですか。伺いたいと思います。

○【関野国立駅周辺整備課長】 市外に住まわれている方でも、特に国立市と多様に関わる人々、いわゆる関係人口、今、委員さんおっしゃるように、関係人口の方々の考え方というのは非常に重要であると市も認識しております。ですので、ただ、手法としてはホームページ中心になるかと思えますけれども、自由に意見を言えるような取組を進めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○【柏木洋志委員】 分かりました。そこについては、意見が集まりやすいような形でやっていただければと思います。

そうしたら、もう1つ、別の項目、狭あい道路拡幅整備事業の助成事業のところに移りたいと思います。今、この助成金は2つ書かれておりますけれども、例年出されているかとは思いますが、一応内容であるとか、また、この間、利用が増えているのかどうかみたいな話も頂ければと思います。

○【中島道路交通課長】 こちらの事業でございますが、4メートル未満の道路です。いわゆるセットバック分を寄附、または無償貸与していただいた方に、文筆のための測量費と塀などの移設整備費、これは50万を限度になりますけれども、各50万を限度として助成する制度でございます。

それと、昨年度も増えてきてはいます。今年度ですが、当初予算ですと5件申請の予定でございました。それに対して、現在、もう6件の申請がありまして、さらに相談件数が2件ほどございます。そういった中で、今回の補正ということになってございます。以上です。

○【柏木洋志委員】 当初予算の想定よりは増えているということで、1件プラス2件になるかもしれないという状況なのかと思えますけれども、これは要するに、例年どおりの増え幅というのも変な話かもしれないんですが、例年どおりの上昇率とかそういう感じなんですか。それとも特段何か増えているという感じなんですか。

○【中島道路交通課長】 こちらは平成30年ですか、に施行してはいますけれども、その当時は1件だとか、また、次の令和元年度のときは3件程度ございましたけれども、昨年、令和2年度、こちらのほうから申請件数は8件ぐらいなんですが、おのおの助成件数でいうと10件以上ございます。そういった中で、徐々に増えてきているという認識は持っております。

○【柏木洋志委員】 徐々に増えているということで、それはよかったのかなというところで感じます。

もう1つ、気になるのは、市民に対しての周知であるとか広報的な話というのは常々されていると思うんですけど、この間、さらに、まだ結構狭隘道路と言われるところであるとか、その数とか結構あると思うんです。そういうのを、さらにもっと制度を利用していただきみたいな広報をもっとされ

ほうがいいんじゃないか、要するに強化したほうがいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○【中島道路交通課長】 市報、あるいはホームページ等でお知らせはしているところでございます。

ここで増えてきている大きな要因ですが、助成を受けて実際、工事に入りますと、隣の方がどういったことをやるんですかというお尋ねがあって、こういう理由で今、やっていますということで、じゃあ私もというような口コミでの広がりというのがございます。今後、路線としてまとまってできるような体制ができないか、南部地域まちづくり課とも相談しながらやっていきたいと考えてございます。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。青木委員。

○【青木健委員】 第61号議案、補正には賛成の立場で討論させていただきますけど、今も質疑がありました狹隘道路整備についてです。以前、私ども自民党のほうで、所沢方式というんですか、所沢による、寄附ではなくて20センチまでは行政のほうで買取りをしていくという方法で、かなり狹隘道路の整備が進んでいるということを申し上げさせていただきました。ぜひこのことについても、今後、検討していただいて、今、課長のほうから、じゃあ私もみたいな、隣がということもありましたけど、短いスパンでもいいと思うんです。そうやってやっていくことによって、隣がやれば、うちもやらなきゃならないと、そういう意識づけにもなりますので、ぜひこういう方法についても積極的に検討していただいて、狹隘道路の解消に向けてこれからも御尽力いただきたいとお願いをさせてもらいたいと思います。

国立駅周辺の整備についてなんですけど、私が最初にJRとの土地交換、これを議会で申し上げて3年か、非常に当局のほうで粘り強い交渉によって、やっとこれが合意に至って締結間近というところに行っているわけでございますので、ぜひこのことも含めて、フェンスの問題等々についてもしっかりと対応していただきたいということを申し上げさせていただきますと思います。

それと、アンケートということと直接関係はないのかもしれませんが、1つ、また新たな提案として申し上げさせていただきますと思うんです。一般質問で国立駅、旧駅舎のところですけども、休憩をされる方、飲み物は売っていないんですかみたいな話が出ていましたよね。ぜひ自販機についてなんですけど、設置してもらいたいということを、私もお願いをさせてもらいたいと思います。

ただ、普通のありきたりの自販機を置いても、この場所は、私は面白くないと思いますので、ぜひクニディアン型の自販機というんですか、そういうものを作っていただいて、設置していただくならば、これは新たな記念写真を撮ったりなんかするスポットとしても面白いのではないかなということがありますので、その辺についても、観光まちづくり協会等々とも検討していただいて、ぜひ実現していただきたいということを、新たな提案として申し上げさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○【石塚陽一委員】 第61号議案国立市一般会計補正予算(第4号)案については賛成の立場で討論いたします。

商工費の商工振興費である中小企業支援給付事業費は、令和3年7月に再度、緊急事態宣言が発令されたことに伴い、七、八月を対象とし、第4期事業継続支援金を実施することに伴う増と、その取扱いに従事する会計年度任用職員の任期を延長する資金でもあります。また、土木費は狹隘道路の拡

幅申請の見込みの増加に伴う拡幅整備助成金と移転等の工事費であり、他方、旧国立駅舎の東西広場整備に向けた市民アンケート実施のための経費等の計上であり、本補正案については必要な経費等の計上でありますので、賛成してまいります。

○【柏木洋志委員】 本議案については、賛成の立場で討論いたします。

本議案においては、かねてより課題として挙がっている狭隘道路の拡幅整備事業、これに対して補助するものであることと同時に、また、国立駅周辺整備事業や地域商店の支援に対するものであることで重要な議案であると考えます。市としては、狭隘道路の拡幅であるとか国立駅周辺整備事業であるとかについてですけれども、狭隘道路に関しては、さらに進めていけるような広報もお願いしておきます。

そして、国立駅周辺整備事業については、今回、対象者3,000人についてアンケートを行うということではありますけれども、その対象となる方以外からも意見を寄せていただけるような、それこそ市内外を問わず寄せていただけるような検討というのを併せてお願いをしまして、賛成討論とします。

○【藤田貴裕委員】 それでは賛成の立場で討論してまいります。税金を使うことですので、私はしっかりやってもらいたいと思います。4月にアンケートをやって、もう一回アンケートをやるといふはどうなのかと思います。結局4月のアンケートで取って結果を見たら、市の基本計画とそんな変わりなかったということですけど、私はそれはそうだろうなと思うんです。今まで2009年の基本計画をつくる前にいろいろお金をかけてやっているわけですから。そして、今回、アンケート結果が出たにもかかわらず、まだ、補正予算のアンケート内容というのは決まってないんですよ。どうなのかと思います。よりいいものをつくるためにやりたいというんだったらそうかもしれないですけども、もう少し市民の税金を使っているということをよく肝に銘じて、私は必要最低限の経費でぜひやっていただきたい、こう思います。

それとフェンスについてはJRさんの了解を得たら、私はずっと開けていってもらいたいと思いますので、その辺も少し交渉していただきたいと思います。先ほどの答弁では、商業棟と住宅棟の協議が整ってからということでしたけども、そうすると結構、せっかく取ったフェンスをすぐに元に戻さなきゃいけなくなっちゃいます。いつかフェンスが取り払われて、本当に広い空間で歩きやすかったと思いますので、ぜひそれはJRさんの御協力を頂けるんだったらば追求をしていただきたいと思っています。

それと中小企業支援金については、ぜひ対象拡大を併せて求めておきます。以上です。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。本案に賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本会議から付託されました事件の審査は終了いたしました。

続いて、報告事項に入りますが、当委員会で報告事項のない部署の説明員の方々は、ここで退席していただいて結構です。

お諮りいたします。新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について以外の報告事項は、委員会外で対応することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、そのように決定を致しました。

それでは、報告事項に入ります。



報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

○【香西貴弘委員長】 報告事項(1)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてに入ります。

当局から報告を願います。生活環境部長。

○【黒澤生活環境部長】 初めに、本定例会常任委員会の開催に関しまして、議員の皆様におかれましては、感染拡大防止のための特段の御配慮を頂きまして、引き続き全庁的に感染症対策を講じつつ業務に臨むことができいております。この場をお借りしまして、感謝申し上げます。

それでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況につきまして、国立市健康危機管理対策本部会議、以降、対策本部会議と申しますが、そちらの経過、常任委員会の所管部における取組状況、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等につきまして、建設環境委員会資料No.65により補足的に御説明させていただきます。

(1) 国立市健康危機管理対策本部会議の開催状況でございます。令和3年6月の常任委員会で御報告した以降、対策本部会議を4回開催しております。6月21日、第17回でございますが、緊急事態宣言解除後のまん延防止等重点措置に伴う主な公共施設の利用について決定したほか、職員の時差勤務や土日出勤の活用、都議会議員選挙での対応等につきまして確認をしております。

永見本部長からは、新型コロナ感染症に対して個人の受け止め方が異なる面があり、状況によって市民の感情も揺れる。市は、様々な局面で、感情的にならず的確に市民対応を行うようにとの指示がございました。

次に、7月12日の第18回対策本部会議では、国立市医師会長から、国立市では突出した感染者の増加も見られないが、発熱者には若年化の傾向が見受けられる。夏場は暑くなりマスクを外したくなるが、引き続き基本的な感染対策を続けながら、熱中症対策にも気を配らなくてはならないといったコメントを頂きました。

また、この会議では、8月22日まで、緊急事態宣言下における市の公共施設の取扱いやイベント等について協議したほか、市内の感染状況を共有する中で、都内では若年層の感染が拡大していること、国立市においても家族内感染が増えていることを鑑み、市民へは感染予防策の徹底を改めて呼びかけることと致しました。あわせて、市内公共施設における消毒や、庁舎のサーモグラフィーの設置につきまして確認がなされました。

本部長からは、1か月以上の長期間にわたる緊急事態宣言であり、慣れてしまったり倦怠感によって効果が薄まってしまうことで爆発的な感染にならないよう丁寧に対応していくようにとの指示がございました。

次に、8月4日の第19回対策本部会議では、市医師会長から、発熱患者のおよそ半分が新型コロナウイルスに罹患している状況で、市内も患者が増えている。感染する高齢者の割合が少ないのはワクチン接種の効果があったからであろう。ただし、ワクチン接種を済ませたからといって、マスクと手

洗いをしなくても大丈夫ということではないといったコメントを頂いております。

この会議で、7月下旬から、連日の新規患者数の増に伴い、自宅療養者が大幅に増えている状況の中、自宅療養者への個別支援状況が共有され、支援のさらなる充実、緊急措置の必要性について確認されております。また、庁内における感染対策につきまして、テレワーク、時差勤務、執務スペースの確保をさらに推進していく旨も確認されております。

あわせて、消防吏員からは、立川消防署管内における救急搬送について、搬送医療機関が決定されるまでに時間を要している事例はあるものの、救急隊が陽性者の同意なく搬送しない判断をしたり、自宅に帰らせることはない旨の報告もございました。

本部長からは、患者の数字を見ると、相当の切迫感がある。様々な不確定要素がある中で感染が急拡大しており、状況を注視しながら臨機応変に新たな対策を取っていくとの指示がございました。

次の8月10日の第20回対策本部会議では、市職員の感染状況が報告され、職場内感染による市民サービスの低下を招かないための一層の対策を各部においても検討することとされました。また、自宅で療養する市民の具体的な状況が報告され、それまで市が行ってきた自宅待機者への生活支援に加え、自宅療養者へ医療支援が届く体制、現在の自宅療養支援室を組織化するため全庁的に協力していく旨が合意されました。

本部長からは、自宅療養者が適切な医療を受けられないという状況が生じないよう、市として可能な対策を講じていくとする指示がございました。

これらに加えまして、対策本部会議の下部組織であります運営部会を6月に1回、7月に3回、8月に1回開催し、市内の感染状況の確認、対策の進捗等について共有し、課題整理や方針の確認を並行して行っております。対策本部会議については以上でございます。

続きまして、(2)新型コロナウイルス感染症に関連する各部の取組状況でございます。令和3年第2回定例会以降に各部が実施した主な取組につきまして、本委員会を所管する部に関しまして御報告を致します。

4の生活環境部を御覧ください。3ページでございます。(1)国立市中小企業等経営支援金についてでございますが、こちらにつきましては、事業継続支援金(第2期)としまして、4月1日から6月15日まで申請を受付し、131件、1,310万円の交付決定を行っております。また、第3期としまして、令和3年6月16日から申請受付を開始し、8月25日現在の数字でございますが、74件、740万円の交付決定を行っております。

(2)委託業者へのワクチン接種奨励、これはごみ減量課の担当でございますが、環境省からの通知を受けまして、一般廃棄物処理業務に携わる委託事業者の2社、6人の方に対しまして、キャンセル分を活用しましたワクチン接種を実施しております。

続いて、3ページの(3)新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。1、接種の状況につきましてでございますが、こちらにつきましては、9月7日現在の最新の接種率を申し上げます。高齢者接種の実績でございますが、1回目接種済みの方、89.4%、2回目接種済みの方、87.1%でございます。64歳以下の接種実績でございますが、1回目接種済みの方、63.6%、2回目接種済みの方、44.2%、全体でございますが、1回目接種済みの方、70.4%、2回目接種済み、55.4%でございます。なお、こちらに注記しておりますとおり、上記接種率はVRS、ワクチン接種記録システムに記録されているデータを集計したものでございまして、データの一部が反映されていないものがございますので、実際の接種率はさらに数%高いものと推察されるところでございます。

2、今後の予定でございますが、国や都の動向を見極める必要がございますけれども、集団接種会場の接種につきましては、10月の初旬から中旬にかけて終了する予定でございます。その後は、国立市医師会の協力の下、市内医療機関数か所での接種を継続する見込みでございます。

最後になりますが、現時点で国立市民で新型コロナウイルスの検査陽性が確認された方の累計は1,049名の方、うち療養中の方が直近で91名の方でございます。

現在も緊急事態宣言下でございます。この状況下で、市民の皆様の御不安が少しでも軽減されるよう、市として全力で感染拡大防止に向けた対策を継続してまいります。議員の皆様にも引き続き、御協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。御報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【香西貴弘委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承りますが、当委員会の所管の範囲で行っていただきますよう御注意願います。いかがでしょうか。関口委員。

○【関口博委員】 所管かどうかちょっとあれなんですけれども、自宅療養者が非常に増えているという報告がありました。初期治療の臨時施設が必要だということが見えてきているんです。そういうような要請、私の一般質問の中では郵政研修センターというのを挙げていますけれども、そういうようなところへの要請というものをやっているのかどうかというのは、この間の答弁では迅速に行いますというようなことを言っていたんですけれども、どうでしょうか。

○【大川健康福祉部長】 具体的に考えてございます。9月、具体的な時期は来週あたりかということで想定してございますけれども、郵政研修所さんのほうに、こちらのほうでお伺いさせていただく機会をつくって、具体的にお話しさしあげていくというような想定も持っております。

こちらにつきましては、現在、郵政研修所さんとは防災の関係で協定を結んでいるというような、これまでの経過もございますので、その延長線上で、やはりこういうときに、具体的に御相談に乗っていただきたいということがございますので、こちらのほうで、部長職合わせて伺う中で、具体的にお話しさしあげるということを、今、考えてございます。以上です。

○【香西貴弘委員長】 よろしいですか。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、報告事項(1)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてを終わります。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。



○【香西貴弘委員長】 これをもって、建設環境委員会を散会と致します。

午後5時28分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和3年9月8日

建設環境委員長

香 西 貴 弘